

の就業日数が、わずか十八日にまで低下をするという事は、あり得ないはずであるといわなければならぬと思ふ。何となれば、その失業救済事業こそは、この日雇労働者を主たる対象として行われるものであるからなのであります。私どもは過日の予算審議の際におきまして、今年度において失業救済事業のために用いられるところの予算が、あるいは少額に失はしめないかということについて疑いを持つたのであります。これに対して当時政府は、将来失業の情勢に應じて必要があれば、必ず別途に措置するという言明を與えられたのであります。しかるにこのたび日雇労働者の保険料の算定せらるるにあたりまして、将来失業増加の結果、日雇労働者の就業日数が、一箇月平均十八日にまで低下するかもしれないというお答えを承りますと、あるいは政府はかねて言明せられた通り、失業救済事業の規模を、失業者の増加の趨勢に應じて拡大するということとなさず、その救済をもつば失業保険によらしめようとするのではなにか。そうしてそのために、失業保険の健全性を守ることを目途として、このたび高額な保険料を定むるに至つたのではないかと疑いを窺はしめるのであります。もし、かりにもかかる意図がありますれば、なるほど保険経済の健全性というものは、この高い保険料によつて維持することができましようけれども、しかしながら労働力の健全性と、社会生活の健全性というものは、われわれは何によつてこれを維持することができ得るでありましようか。健康にして健全なる労働者の要求いたしましとるは、單なる

生活費の補給ではないのでありまして、常により多くの就労の機会を與えられたいという、切なる要望なのでございませう。彼ら自身の労働力を通じて、國家の再建に參與するということの喜びでありまして、無爲徒食の情民的な生活を要求しておるのではないのであります。それだからこそ、失業救済におきまして、失業救済事業の重要なゆえんがあると存するのでございませう。かつまた日雇労働者というものは、失業者の落ち行く最後のおちつき先である。そしてそれはまた、健全なる社会人、生産人として彼らが社会にとどまります最後の段階であると思ふのであります。彼らがこの段階からおもひたしますならば、そこに待つておるものは意欲であり、悪徳であり、犯罪であり、また破壊的な思想であると思ふのでございませう。健全なる社会人、生産人として、彼らを守り通すために、少しでも多くの就労の機会を與えなければならぬ。そして労働こそ、生産と建設の喜びを彼らに與えて、彼らを意欲と悪徳と、犯罪と破壊的思想から守るものであると思ふのでございませう。わが党は、かるがゆえに、失業者に対してはでき得る限り就労の機会を與えよというのを、かねてより主張いたしておつたのでございませう。労働大臣はこの委員会の席上におかれまして、もしも将来失業の増加によつて必要が生ずるならば、必ず失業救済事業の規模の拡大をはかるということを言明せられたのでございませう。私はこの言明に対して多大の期待をつなぎますと同時に、将来必ずこの通り実行せられまして、失業救済事業が失業の規模に應じて拡大せられましたあかつき

において、労働者の就労の機会が適当に増加した場合、それによつて、この日雇労働者の保険料の引下げを断行せられることを強く要望する次第でございませう。

修正案を提出いたしますと同時に、わが民主自由党の要望いたしますように、將來ででき得る限りすみやかなる機会に、一般の保険金の再引上げを断行せらるること、第二には失業救済事業の規模を將來の失業の増加に應じて適当に拡大せらるること、第三にはその拡大せられたあかつきにおいて日雇労働者の保険料の引下げを断行せらるること、この三つの要望を強くいたしまして意見を申し述べた次第でございませう。

○倉石委員長 次に前田種男君。

○前田種男委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案された失業保険法の一部を改正する法律案の修正部分を含めまして、原案に賛成するものでございませう。ただこの際二、三の点に触れて、意見を申し述べて結論したいと思います。

失業保険法が完全なものであるかどうかという点につきましては、多くの意見があるわけですが、今日の日本の現狀において、完全な社会保障制度のもとにおける失業保険制度をなごめますならば、現行法におきましても、今日一部改正の提案の内容を見まして、たゞさんの不備があることを私は指摘するものでございませう。まず第一に提案された案の中で範囲を非常に拡大されたことはけつこうでございませうが、今日の政府機構のもとにおいて、提案されたように範囲を拡大されることが、はたして運用上うまく行くかどうかということについては、私は疑問を持つておるのであります。すなわち一方に五名以上使用ところの飲食営業あるいは旅館等にまで、本法を適用することになつております。一方には十分事業場の形態をなしておるところの水産加工等が、除外されておるといふ一例を見るのでございませう。こうしたことはあまりにも事務が煩雜になり、そして実際にこの適用が円滑に行かどうかということが、危懼されるわけでありませう。現行法においても、適用されなければならぬ事業場が、はたしてすべて本法の適用を受けておるかどうかということになりますと、相当受けていない部分があるのではないかと私は推測いたします。こうした点は、少くとも労働省の下部の機構が、ベストを盡して本法の内容をもつと徹底せしめるとともに、加入せしめの方策を立てなければならぬと思いますが、そうした点についても、必ずしもうまく行つていないと思つていないのでございませう。さらに今申し上げましたように、拡大されて来る結果、一体どうなるかという点、相当脱法を講ずる事業主が出て来ると私は考えるのであります。特に旅館、飲食営業というようなものに、はたして失業保険の被保険者になるような対象の人が、どの程度おるかという点を考えますと、こういう方面が非常に心配されるのです。そうした方面等を十分徹底普及せしめるためには、労働省所管のそれらの人が、必要以上の労力を費しながらも、実績が上らないという結果になります。おそれがあるのではないかと私は考えます。さらに今回申告制にされましたことは非常にけつこうですが、これか

ら来る脱法行為が、また相当現われて来るのではないかとこのことを、私は指摘したいと考えるのであります。どうしてもこうした面からしまして、日本の現狀から申しますならば、必ずしも実績が伴わないということになりはせぬかと考えます。それから改正された点によりますと、保険料金が千分の一減額されておるのでございませうが、厳密に申しますならば、必ずしも減額にならないと私は考えます。私は保険料金の問題は、一番重要な問題でありますので、前に本法が提案されたときにおきましても、多くの意見を申し上げておつたのでございませう。かような社会保険のようなものは、現行法では政府、事業主、労働者が三等分に負担するということになつておりますが、私は少くとも國家が二分の一を負担して、あと二分の一を労資双方が負担するといふくらいまでに、掛金のパーセンテージを変更する必要があると考へます。もちろん今日の國家財政のもとにおいては容易ではございませうが、こうした社会保険制度は、少くとも國家の予算において半分を負担し、残りの半分を、労資双方が等分に持つということにならなくてはならぬと考へます。私は保険料金を引下げるといふことに必ずしも反対はしませんが、むしろ私はこうした保険を十分に活用するためには、政府の負担金を増額して、實質的には、労資双方の負担金を減額するという内容に持つて行かなければならぬという意味から申し上げまして、少くとも政府の予算が、こうした制度にもつと大幅にとれるように、改正する必要があると考へます。そうした点等を指摘して参ります。

○川崎委員 私は民主黨を代表して、ただいま討論の対象となつております失業保険法の一部を改正する法律案の政府原案並びに民自党から提案されました修正案に賛成をいたします。

ただいま内容についての討論において、大橋委員並びに前田委員から述べられました点は、多くの失業保険法の欠陥を指摘されて、その欠陥を是正するための要望であつたと思います。また私どもも、ことごとくとは申しませんが、同じような見解を持つておるので

現在厚生省の所管事項であるところの社会保障制度の確立という問題に関連をして、労働省としても、労働対策、失業対策の一環だけではなしに、社会保障制度確立への前進ということで、これらの問題を取上げる必要があろうと私は存するのであります。なお失業保険法の実際の活用面でありますが、昨年並びに一昨年の実績は、まことにその運用の点において、心細さを感じる次第であります。前年度の政府の剰余金のうちにおいて、失業保険法の関係部分が非常にパーセンテージが多かつたということは、つまりは失業保険法が運用されておらないということなのであります。昨年度も十五億の政府予算のうちに、実際に使用されたものは、最終的な計算は私は知りませんが、けれども、おそらく二億以下の数字であつたかと思うのであります。そのようなことで、実際のもくろみと、全然違つた結果を示しておるのであります。もちろんそれだけしか受取る者がいなかつたということは、一面喜ばしき現象かもしれないけれども、実際はそうではないと私は思うのであります。手続の複雑、その他運用の妙味が欠けておることによつて、実際には失業者が繰出しておるのにかかわらず、失業保険法が完全に運用されておらない。この点の欠陥の是正に向つて、労働大臣初め関係官が努力をされることを、特に最後に要望いたしまして、本案に賛成するものであります。

○倉石委員長　土橋一吉君。

○土橋委員　私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま大橋委員から提案をされております、失業保険法の

一部を改正する法律案の一部を次のように修正するという、この修正案につきましては、賛意を表するものであります。しかしながら、ただいま政府が提案をいたされております失業保険法の一部を改正する法律案については、遺憾ながら日本共産党は反対の意見を表明しなければならぬと思うのであります。それはただいままでの政府の説明によりますと、今年度の予算は二十一億六千五百余万円をもつて救済の予定を考えておるのであります。しかしながらこの政府の説明の内容は、約三十万人の失業者を救済する、かような説明でありまして、昨年度の剰余金度が五十四億余万円である。従つて今年度は六十万ないし七十万人の失業者を救済できる。こういう御説明であつたように考えます。しかし私の見るところでは、ただいまの保険経済の原則というものは、すなわち従来の民間あるいは一般の保険学原理に基いて、保険経済の内容を拡充するために、特に被保険者でありますところの労働者に対して、その負担をせしめるといふようなこの制度は、いわゆる社会保険制度の大原則に反するのであります。政府では失業者を百八十万と予定しておりますが、わが党が政策、あるいは調査、あらゆる面において調べた結果では、おそらく一千万以上失業者が出ると思ふのであります。この失業保険法の一、二條及び第二條において見ますと就職をいたしておつた者が、離職した場合の規定であります。たとえば小学校、あるいは中学校、さらに専門学校、大学、かような学校を出まして就職せんとする者が、現実においては失職状態に置かれる状況であります。こ

れも政府のお見込みによりますと十万人、こゝういふような数を限定しておりますが、これは明らかに調査不十分の結果であります。われ／＼の見るところでは、ほとんど予測し得ないほど就職できない者があると思つたのであります。また賃金が六千三百七円基準におきて全官廳といわず、民間企業もきづけになるのであります。そういたしますと、安い賃金で物價はどん／＼高騰する。現に民主自由党の政策によりまして、郵便料金は四割、鉄道料金は、實際においては定期券等を利用する者は、二倍半以上の料金を支拂うといふような状態になつております。従つて現政府が経済九原則に便乗いたしました、失業者を一方においてはどん／＼製造しながら、片や二十一億ないし八八億八百余万円といふような少額の金額をもつて失業を救済するがごときことを、一方において首を切つて、一方ではそのしり埒めをするといふような態度でありまして、これは民主自由党及び現内閣の重大なる政策の誤りであると思ふのであります。そこでその結論については、保険経済学の範圍を越えまして、政府全額負担による——しかも二十一億あるいは二十九億といふような少額において失業救済の対策を行ふことは、民主自由党が資本家の諸君、一部の反動的な保守政党、こゝういふ諸君のために政権を担当せられた結果この一部改正が余儀なく上程されておる。かように考えておるのであります。従つてかような彌縫的な失業保険法一部改正に関する法律案は、全労働階級にとりまして、二階から目薬のやうなもので、ただ氣休め、あるいはたゞ一部の諸君が給付を受けるという上

うなものでありまして、修正案を出しておられますが、政府原案の意図につきましましては、共産党は根本的に反対の意見を表明するものであります。

次は失業対策全般についてでありまして、先ほど申し上げましたように、給付の條項につきましては、非常な制限が加えられ、かつ保険料支拂いの方法につきましましては、きわめて苛酷であるのであります。従つてそういう苛酷な状態において、昨年度すでに労働省においては経験済みの、五十四億も剰余金を残すような保険制度が行われておるのでありますから、ただいまも各委員から御指摘があつたように、日本共産党といはしましては、もつと保険金額の支拂いの際における手続の簡易敏速、しかも的確なものを要望するものであります。現在の法規によりますれば、おそらく日雇労働者諸君におきましては、失業保険金を頂戴するといふような者は、きわめて寥々たる範圍ではなからうかと考えておる次第であります。また政府の方針によりましては、林業あるいは水産業に対しましては、これを除外いたしております。こういう面においても、私がやはり先ほど申し上げたように、賃金ベースがきわめて低いというために、奥さんなり、あるいは子供が余儀なく就職をしなければならぬ。そういう諸君は、なほ離職はしていても、失業ではないけれども、実際ににおいては、賃金ベースがきつづけをされておるといふ政策の結果、必然的に失業者の範疇へ入つて来るのであります。こういう諸君に対する救済処置が、本法案においては寸分も書いてありませんので、こういう点に非常に遺憾の意を表するものであります。

のであります。たとえば給付の制限におきましては、依然として従来のままでありまして、特に解雇者あるいは任意退職者というような退職状態にある者につきましては、保険金が支拂われないという給付制限を設けておるのであります。また徴収方法におきましては、これを國家全額負担の方法に置いて行ふならば、ただいまの法案に書いてありますようないろ／＼な追徴金の問題、あるいは延滞金の問題、かような問題も解消いたしますから、國家の全責任において、かようなものを保障するという態勢をとられることが必要であらう。かように考えておりますので、これがなお原案に反対するゆゑんであります。また適用事業範圍に、五人以上を雇用するものというような條件を設けられておりますが、われわれは、失業状態にある者はすべて一切の人が、失業保険法によつて救済せられる措置を講ずることが、やはり社会保険制度の基本的原則に一致しておりますので、こういう点においても、現行法につきましましては、非常な不満と反対の意見を表明するものであります。なお給付金額の限度におきましても、等差が設けられておりますが、現実には失業した場合におけるその關係は、必ずしも本人がもつておる賃金によつて失業状態の緩和というものは、考えられないのでありますから、かような等差を設けることについては十分考慮しなければならぬ。かように考えておりますので、そういう規定につきましましては、日本共産党は全面的な修正を要求してやまないものであります。いろいろ各條項にわたりました、共産党といたしましては、本案の内容そのものを

に根本的な修正を加える決意を持つておりますが、私は民主自由党のこの内閣において、先ほど私が申し述べましたような廣汎な社会保険制度の確立をする根本的な失業保険法の改正原案を國會に上程されまして、そうして失業者は全部救済をする。また第一点においては失業者を救済するところの方策を講ぜられまして、あらゆる労働者諸君が安心して職を得まして、そうして自分の生活が安堵でき得る態勢を確立せられることが、最も望ましいのであります。先ほどかような法案は末の末であるといふことを、だれか委員の方が申されましたが、まったくその通りでありまして、かような法案を日本共産党員として討議すること自身、政府の重大なる責任であつて、かような法案について、わが黨の議員が審議をするといふことは、もはや民主自由党の誤れる政策の結果でありますので、遺憾ながらわれ／＼は反対の意見を表明せざるを得ないのであります。かような趣旨をもちまして、この失業保険法一部改正に関する法律案につきましましては、全面的な修正を要求いたしまして、反対の意見を表明するものであります。

○倉石委員長 島田末信君。

○島田(末)委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいま議題になつております失業保険法の一部を改正する法律案につきましまして、修正案を伴う原案に賛成するものであります。

大体要望の要点は、前賛成論者と共通点を持つておるのであります。ただいささか二、三要望を申し上げます。ならば、まず最近すべての法文は文語体から口語体に改まつて、まことに平

明になつたことは喜ばしいのであります。明になつたことは喜ばしいのであります。情勢によりまして、いささかあらゆる法文が晦澁をきわめておるような氣がするのであります。特に本法案については、われ／＼も多少難解を感じるものであります。この点につきましましては、將來機会を得ましたならば、さらに平明なわかりやすい、いわゆるしろ／＼とわかりのする法文に改めていただきたいという希望を持つのであります。次に原案の第三十條には、給付の実際によつてはいつでも保険料率を引上げ得るような規定になつております。これはまことに弾力性のある規定でありまして、こういう観点から申し上げますならば、もし給付の実際によつて、いつでも保険料率が引下げ得られるような、これまた弾力性ある実施が必要なのであります。この点につきましましては、給付の実際のいかんによつては、当局はすみやかに保険料率を引下げ得るような方針で進んでいただきたい、かように考えるのであります。最後に第五十三條の罰則規定は、もちろん最高を示したものであります。まことにけつこうだと思つて、ただ今日の經濟事情より推しまして、その適用に至つては、よろしく現在の實際に即したような、いわゆる手心の適用をお願いしたいのであります。

○倉石委員長 石野久男君。

○石野委員 私は労働者農民黨を代表いたしまして、ただいま提案されました原案に対する大橋委員の修正意見については、賛意を表するものであります。が、それを含める原案に対しては反対をするものでございまして、私どもはこの失業保険法の趣意から申しまして、失業者を救済するというその考え方には、決して反対するものではないし、これは黨の政策といはしましては、積極的に取上げなければならぬといふことを從來主張しておつたものでございまして、けれども現行法におきましても、その保険給付に対します保険料の掛方の、國家と労資のこの三者における均等した分担の仕方については、失業それ自体の発生する原因等を考えましても、いわゆる被保険者なるものが、その三分の一の料金を負担するといふことについて大きな疑義を持ち、また反対するものであります。すでに現行法が制定されるときにおきましても、私自身はその意見を持つており、また反対しておつたものでございまして、しかし今日現行法が一部改正されるというにつかしましては、特に政府のその提案理由の説明をお聞きいたしますと、これはさきに発表された經濟安定九原則に基づく諸般の施策を強力に実施することによつて、企業合理化のための企業整備が、その程度、規模等は別として、避けることができない

いこととなつたからなのであります。その結果、今後深刻な失業状態が発生するものと予測される。こういうふうなことに前提が置かれて、この失業保険法の改正がもくろまれておるといふことが言えるのでございます。これを言いかねますならば、今回改正をする——失業者の発生する主たる原因というものは、政府の施策によつて発生することが最も大きな原因になつておるのであります。私たちは失業者となるいわゆる被保険者それ自体の罪でなくして、むしろ政府の施策がこのように膨大な失業者を出すことを予測しておる現実におきましては、この保険料の問題等につきまして、特に政府の責任が、この際改正される主たる重点にならなければいけない、こういうふうな考へておるのでございます。なるほど千分の十一が下に低下されたことは、前進しております。けれども今日のこのインフレーションのもとにおける失業者の、失業の窮地に追い込まれたこと自体から考えますと、またそれに至るまでの過程から考えまして、この負担料金というものはまだ、非常に高い。これは先ほど社会党の前田委員からも言われましたように、どんなに悪い條件におきまして、少くとも半分は政府が持つべきである。もつと前進すれば政府が全部を持つべきだという意見を持つておるのであります。そういう意味合いかからしまして、この改正法案には反対でございます。なおそれだけではございせん。この改正法案の裏づけになる予算の額にいたしまして、膨大な失業者を予想される現状におきましては、決して十分なものではない。過去二年間にお

ける経験が、予算の実施において多大の剰余金を残しておるといふこと、それは法案の持ついわゆる不手ぎわさから来ておるものであり、また失業者の実際に給付を受けなくてはならない人々に対する、いわゆる手続関係その他における不備な点から来るものでありまして、決してそのこと自体、この予算額が、失業者を救済するに十分なものだといふことにはならないといふふうに信じております。私もこのように予算のものとにおいて、今日発生されるであろう数百万人に上るこの失業者は、とうてい救われるものではないし、またこの法案改正それ自体においても決して救われない、こう考へておるのでございます。なおこの法律案につきましては、先に大橋委員から修正意見が出ておりますように、政府といひましては、取立てるものは一ぱいに取立てるけれども、給付を與えるに就いては、そこには非常に手心を加えて余分を残して、取立てたものの何割かに相当するものは政府に剰余金として残そうというふうな、ずるい考へ方が原案には盛り込まれておつた。修正意見によつてそのことが今日修正されることになつたことは非常によいことである。しかし、法案全体にはこういう気分が、少くとも政府の腹の中において、眞に失業救済の意味をこの法案の中に持たないことが、露骨に第五條などによつては、はつきり出てゐるといふふうにも言えるのでございます。私も法案全体にそうした眞の意味の失業保険、その原理が貫かれていないというふうな形における改正案に対しては、反対であるといふふうにわが党は主張するものであります。以上の

ような意味におきまして——その他のいふる法案の内部におきまざる不備な点を指摘することは多々できるのであります。が、大橋以上のような点を申し述べて、党の反対意見といひます。

○倉石委員長 討論は終局いたしました。この際鈴木労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。鈴木労働大臣。

○鈴木労働大臣 大橋委員のみでなく、共通の御意見でありました保険料の問題、これはほとんど見方の角度は多少ずつ、あるいは相当違つておりました。各党共通の御意見でありまして、たとへば土橋さんの方で全額負担にしろといふのは、これは共産党としての御意見だと思ひますが、とにかくこの問題は各党共通にいろいろの御希望なり、御意見なりがございましたから、この際簡単にこの点についてだけ、これは御質問ではございせんけれども、私も私の考へ方を申し上げたいと存じます。

根本的の考へ方といひまして、保険料は事情の許す限り低い方がよいのだという考へ方には、もちろん賛成であります。また可能な限り、できるだけ早く引下げの方向に努力したいという考へ方もしばしば、今までも申し上げた通りでございますが、もつと具体的に申し上げれば、千分の十といふのを、九なり、八なりに改めて行く。これは現実の基礎の上の計算、あるいは情勢によるのでありますけれども、そういう方向に持つて行くべく、情勢とにらみ合せて十分努力をいたしたいと考へております。日雇い保険、この点についても、御指摘のような傾向もないではなかつたかもしれせんが、これは初めて設けたものであります。すし、保険経理の安全といふことをまず第一に考へたのでございすけれども、各党御指摘の通り、この点につきましても、実行と同時に、あるいはそれ以前におきまして、さらに実情を十分調査いたしまして、保険料はできるだけ安い方がいいのだという原則が実現し得る見通しがつきましたならば、これもこの線に沿つて、急速にかえて行く方向に進みたいと思つております。以上簡単に共通の点の御希望だけについて、お答え申し上げます。

○倉石委員長 これより採決に入ります。

まず大橋委員より提出せられました各派共同提案による修正案に賛成の方は起立を願ひます。

〔議員起立〕

○倉石委員長 起立議員。よつて修正案は可決することに決しました。

次に本修正部分を除いた他の部分について採決いたします。修正案の部分を除く他の部分は、原案通り可決するに御賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて修正案の部分を除く他の部分については、原案通り可決することに決しました。

なお報告書の作成につきましては、委員長に一任されることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければさうとりはからいます。

○倉石委員長 次に労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正する法律案

を議題といたします。まず政府側より提案理由の説明を求めます。

労働組合法案

労働組合法

国会は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の全部を改正するこの法律を制定する。

目次

第一章 総則（第一條—第四條）

第二章 労働組合（第五條—第十三條）

第三章 労働協約（第十四條—第十八條）

第四章 労働委員会（第十九條—第二十七條）

第五章 罰則（第二十八條—第三十三條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一條 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、團結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五條の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用

があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

(労働組合)

第二條 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 役員、雇入、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接に、触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失ふことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に對する使用者の寄附及び最小限の廣さの事務所供與を除くものとする

三 共済事業その他福利事業のみ

を目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働者)

第三條 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問はず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

(警察吏員及び消防吏員)

第四條 地方公共団体の警察吏員及び消防吏員は、労働組合を結成し、又は労働組合に加入することができない。

第二章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五條 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二條及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)に規定する手続に參與する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済を與えられない。但し、第七條第一号の規定に基づく個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

六 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地
三 連合団体である労働組合以外の労働組合(以下「単位労働組合」という)の組合員は、その労働組合のすべての問題に參與する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪はれないこと。

五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全般的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員により選挙されること。

六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の過半数の投票を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全般的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の過半数の投票を得なければ改正しないこと。

(交渉権限)

第六條 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

(不当労働行為)

第七條 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をする者又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とする者。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支拂につき経理上の援助を與えること。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失ふことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではない。

(損害賠償)

第八條 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に對し賠償を請求することができない。

(基金の流用)

第九條 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十條 労働組合は、左の事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生
二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議
(法人である労働組合)

第十一條 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2

この法律に規定するものの外、労働組合の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

(準用規定)

第十二條 民法（明治二十九年法律

第八十九号）第四十三條、第四十四

條（この法律の第八條に規定する

場合を除く。）、第五十條、第五

十二條から第五十五條まで及び第

五十七條並びに非訟事件手続法

（明治三十一年法律第十四号）第三

十五條、第三十六條及び第三十七

條の二の規定は、法人である労働

組合に準用する。

2 民法第七十二條から第八十三條

まで並びに非訟事件手続法第百三

十六條、第百三十七條及び第百三

十八條の規定は、この法律の第十

條の規定により解散した法人であ

る労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十三條 法人である労働組合に

は、政令の定めるところにより、

所得税及び法人税を課さない。

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第十四條 労働組合と使用者又はそ

の団体との間の労働条件その他に

関する労働協約は、書面に作成

し、両当事者が署名することによ

つてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五條 労働協約は、有効期間を

定めた條項を含まなければなら

ず、且つ、いかなる場合において

も、三年を越えて有効に存続する

ことができない。

2 労働協約は、その中に規定した

期限が到来した時以後においてそ

の当事者のいずれか一方の表示し

た意思に反して、なお有効に存続

することができない。但し、この

規定は、労働協約の当事者のいず

れか一方が反対の意思を表示しな

い限り労働協約の効力が更新され

る旨の労働協約の規定を排除する

趣旨に解釈されてはならない。

(基準の効力)

第十六條 労働協約に定める労働條

件その他の労働者の待遇に関する

基準に違反する労働契約の部分は、

無効とする。この場合において無

効となつた部分は、基準の定める

ところによる。労働契約に定まら

ない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七條 一の工場事業場に常時使

用される同種の労働者の四分の三

以上の数の労働者が一の労働協約

の適用を受けるに至つたときは、

当該工場事業場に使用される他の

同種の労働者に関しても、当該勞

働協約が適用されるものとする。

(地域的一般的拘束力)

第十八條 一の地域において従業す

る同種の労働者の大部分が一の勞

働協約の適用を受けるに至つたと

きは、当該労働協約の当事者の双

方又は一方の申立に基き、労働委

員会の決議により、労働大臣又は

都道府県知事は、当該地域におい

て従業する他の同種の労働者及び

その使用者も当該労働協約（第二

項の規定により修正があつたもの

を含む。）の適用を受けるべきこ

との決定をすることができ。

2 労働委員会は、前項の決議をす

る場合において、当該労働協約に

不適当な部分があると認めるとき

は、これを修正することができ

る。

3 第一項の決定は、公告によつて

する。

第四章 労働委員会

(労働委員会)

第十九條 使用者を代表する者、勞

働者を代表する者及び公益を代表

する者各同数をもつて組織する勞

働委員会を設置する。

2 労働委員会は、中央労働委員

会、船員中央労働委員会、地方勞

働委員会及び船員地方労働委員会

とする。

3 この法律に規定する労働委員会

の職員は、法令により公務に従事

する職員であるものとする。

4 労働委員会に関する事項は、こ

の法律に定めるものの外、政令で

定める。

5 中央労働委員会は、労働大臣の

所轄とする。

6 中央労働委員会は、使用者を代

表する者（以下「使用者委員」とい

う。）、労働者を代表する者（以下

「労働者委員」という。）及び公益

を代表する者（以下「公益委員」と

いう。）各七人をもつて組織する。

7 使用者委員は、使用者団体の推

薦に基いて、労働者委員は、労働

組合の推薦に基いて、公益委員

は、使用者委員及び労働者委員の

同意を経て、労働大臣が任命する

ものとする。

8 禁治産者及び準禁治産者並びに

懲役又は禁錮の刑に処せられてそ

の執行を終り、又は執行を受ける

ことがなくなるまでの者は、委員

となることができない。委員がこ

の規定によりその資格を失つたと

きは、当然退職するものとする。

9 公益委員の任命については、そ

の中の三人以上の員数の委員が同

一の政党に属する者となつてはな

らない。公益委員が自己の行爲に

よつてこの規定に抵触してその

資格を失つたときは、当然退職す

るものとする。

10 労働大臣は、中央労働委員会の

委員が心身の故障のために職務の

執行ができないと認めるとき、又

は委員に職務上の義務違反その他

委員たるに適しない非行があると

認めるときは、中央労働委員会の

同意を経て、その委員を罷免する

ことができる。

11 委員の任期は、一年とする。但

し、補欠の委員は、前任者の残任

期間在任する。

12 委員は、再任することができ

る。

13 委員は、後任者が任命されるま

でその職務を行う。

14 委員は、別に法律の定めるところ

により俸給、手当その他の給與

を受け、及び政令の定めるところ

によりその職務を行うために要す

る費用の弁償を受けるものとする

る。

15 中央労働委員会に会長を置く。

16 会長は、委員が公益委員の中か

ら選挙する。

17 会長は、中央労働委員会の会務

を総理する。

18 会長がその職務を行うことがで

きないとき、又は会長が欠けたと

きは、この條の規定に従つて新た

に会長を選挙する。

19 中央労働委員会にその事務を整

理するために事務局を置き、事務

局に会長の同意を経て労働大臣が

任命する事務局長及び必要な職員

を置く。

20 この條の規定は、地方労働委員

会に準用する。但し、委員の任免

は、都道府県知事が行うものとし、

労働委員会は、使用者委員、

労働者委員及び公益委員各五人を

もつて組織し、公益委員は、その

中の二人以上の員数の委員が同一

の政党に属する者となつてはなら

ない。

21 船員法（昭和二十二年法律第百

号）の適用を受ける船員に關して

は、この法律に規定する中央労働

委員会、地方労働委員会並びに勞

働大臣及び都道府県知事の行う権

限は、それぞれ船員中央労働委員

会、船員地方労働委員会及び運輸

大臣が行うものとし、中央労働委

員会及び地方労働委員会に關する

規定は、船員中央労働委員会及び

船員地方労働委員会に準用する。

但し、「都道府県」とあるのは「海

運局の管轄区域」と読み替へるも

のとする。

(労働委員会の権限)

第二十條 労働委員会は、第五條、

第十一條、第十八條及び第二十七

條の規定によるものの外、労働争

議のあつた、調停及び仲裁をする

権限を有する。

(会議の公開)

第二十一條 労働委員会は、公益上

必要があると認めるときは、その

会議を公開することができる。

2 労働委員会の会議は、会長が招

集する。

3 労働委員会は、使用者委員、勞

労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(強制権限)

第二十二條 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員(以下単に「職員」という。)に關係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(秘密を守る義務)

第二十三條 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らしてはならない。

(公益委員のみで行う権限)

第二十四條 第五條、第七條、第十一條及び第二十七條並びに労働關係調整法第四十二條の規定による事件に關する処分には、労働委員会の公益委員のみが參與する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が參與することを妨げない。

(中央労働委員会の権限)

第二十五條 中央労働委員会は、第十八條、第二十條、第二十六條及び第二十七條の規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府縣にわた

り、又は全国的に重要な問題にかゝる事件のあつ旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五條、第七條及び第二十七條の規定に基

き、地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立に基いて、又は職権で、行うものとす

(規則制定権)

第二十六條 中央労働委員会は、その行う手続に關する規則を制定し、公布する権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第二十七條 労働委員会は、使用者が第七條の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が與えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかゝる救済の全部若しくは

一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

3 使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることが

できる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五條の規定により再審査の開始を決定するまでその効力を有する。

4 使用者が地方労働委員会の命令

につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、訴を提起することができる。

5 前項の規定により使用者が裁判

所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでの労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又はこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

6 使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をし

た場合には、第四項の訴の提起期間は、第二十五條の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。

7 使用者が当該労働委員会の命令

につき中央労働委員会に再審査の申立をせず、且つ、第四項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の所在地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることが

8 第四項の訴に基く確定判決によ

つて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について再審査することができない。

9 この條の規定は、労働組合又は

労働者が第二十五條の規定により中央労働委員会に再審査の申立をするとき、又は訴を提起することを妨げるものではない。

10 第一項及び第二項の規定は、中

央労働委員会の再審査の手続について準用する。

第五章 罰則

第二十八條 前條の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の禁若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九條 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬円以下の罰金に処する。

第三十條 第二十二條の規定に違反

して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同條の規定に違反して出頭をせず、若しくは同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三萬円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人又は人の代理人、

同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前條前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たのでないことの故をもつてその処罰を免れることができる。

2 前條前段の規定は、その者が法

人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、營業に關して、成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第三十二條 使用者が第二十七條第

五項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十萬円(当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十萬円の割合で算定した金額)以下の過料に処する。同條第七項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

第三十三條 法人である労働組合の

清算人が第十二條で準用された民法の規定に違反して同法第八十四

條の規定によつて罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同法同條に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一條第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠つた場合において、その代表者につき準用する。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならない。

3 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によつて罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで在任するものとし、労働委員会の事務局長及びその他の職員は、法令に従つて別に辞令を發せられないときは、この法律の規定によつて任命されたものとみなされ、同級に止まり、同俸給を受けるものとする。

4 この法律施行の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定による。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

お従前の例による。

6 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。）を「労働組合法（昭和二十四年法律第号（第七條、第八條及び第十八條から第三十三條までの規定を除く。）に改める。

第三十七條中「労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで」を「労働組合法第二十一條第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一條に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五條、第十一條及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

7 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第号）」に改める。

労働関係調整法の一部を改正する法律案

労働関係調整法の一部を改正する法律

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「中央労働委員会の決議によつて、」を「國會の承認を経

て、」に、同條第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第二項」を「前項」に改め、同條第三項を削る。

第九條中「行政官廳」を「都道府縣知事（船員法（昭和二十二年法律第百號）の適用を受ける船員に關しては海運局長。以下同じ。）に改める。

第十一條に次の一項を加える。
船員名簿に記されている者は、労働委員會の委員であることができない。

第十七條中「労働組合法第二十七條第一項第三號」を「労働組合法第二十八條に改める。

第十八條第一項第五号中「行政官廳」を「労働大臣（船員法の適用を受ける船員に關しては運輸大臣）」又は「都道府縣知事」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第十九條、第二十一條第一項第三号及び第二十二條中「第三者である」を「公益を代表する」に改める。

第二十六條に次の三項を加える。
前項の調停案が關係當事者の双方により受諾された後、その調停案の解釋又は履行について意見の不一致が生じたときは、關係當事者は、その調停案を提示した調停委員會にその解釋又は履行に關する見解を明らかにすることを申請しなければならない。

前項の調停委員會は、前項の申請のあつた日から十五日以内に、關係當事者に對して、申請のあつた事項について解釋又は履行に關する見解を示さなければならない。

前項の解釋又は履行に關する見解が示されるまでは、關係當事者は、當該調停案の解釋又は履行に關して

爭議行為をなすことができない。但し、前項の期間が経過したときは、この限りでない。

第二十九條中「労働組合法第二十條第一項第三號」を「労働組合法第二十三條に改める。

第三十七條に次の二項を加える。
前項の期間が満了した時から六十日を經過した後、公益事業に關し、關係當事者が爭議行為をなすには、新たに前項に規定する條件を満たさなければならない。

公益事業に關し、關係當事者が受諾した調停案中に、なお關係當事者間において交渉を行ふべき旨が定められてある事項がある場合において、その事項について關係當事者が爭議行為をなすには、新たに第一項に規定する條件を満たさなければならない。

第三十八條を次のように改める。
第三十八條 削除

第三十九條第一項中「前二條」を「第三十七條」に、同項及び同條第三項中「萬圓」を「十萬圓」に改める。

第四十條中「又は労働者が爭議行為をなした」と及び同條但書を削る。

第四十一條中「五萬圓」を「五萬圓」に改める。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。
2 第二十六條第二項から第四項までの規定は、この法律の施行前に改正前の第二十六條の規定により提示された調停案については適用しない。

3 この法律の施行前にした改正前の第三十七條及び第四十條の規定に違反した行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

○鈴木國務大臣 労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と大體の構成を、去る三十日本會議において御説明申し上げたのでありますが、當委員會上程にあたりまして、逐章的にいさ少しく詳細に御説明申し上げます。

まず労働組合法案につきまして申し上げます。この法案提出に至りました理由は、三年間の現行労働組合法施行の経験から見て、立案當時予想せられなかつた不備の点が現れて參つたこと、眞に自主的、民主的であり、かつ經濟再建に對してその責任をみずから負うところの、自由にして建設的な労働組合が、九原則実行の不可欠最大の基礎をなすと考えたこと、並びに新憲法及びその成立後に行われました諸立法との調整をはかる情勢が生じて來たこと、この三點、及びこの法案は現行法のかたかな書き文語体を、ひらがな書き口語体に改める必要上、形式的には全文改正の形をとつておりますが、實質的には一部改正にとめ、公聽會その他各方面の意見と經濟九原則の円満な実施のための諸情勢を考慮致しまして、改正は漸進的に処置することとしたしておるものであることについて、すでに本會議で御説明申し上げた通りであります。

第一章の總則は、本法の目的、定義など、法全体に關係する事項を規定いたしておるのであります。現行法は旧

憲法當時に公布施行せられ、その後今日の日本文憲法の施行を見、その第二十八條は現行法第一條第一項とは同様のことを規定しました関係上、本法案におきましては、同條同項を改正いたしまして、本法の目的である労働者の團結権、団体交渉権の保障により具體的に規定し、明確化しております。第二項本文は、現行法の文語体を口語体に改めたものでありますが、これに但書をつけ加えたのは、労働組合の正当な行為は罰せられないという本文の規定が、ややとするとほしいままに解釈せられておつた從來の経験にかんがみまして、少くとも労働組合の暴力の行使等は、正当な行為でないことを明らかにしたと見た結果であります。第二條におきましては、本法案の目的である労働組合の自主性確保のために、その但書第一号及び第二号を改正して労働組合に加入し得る者の範囲を明示するとともに、使用者の財政上の援助を禁止したほか、現行法とかわりありません。第三條の労働者の定義も現行法と同様であり、第四條は國家公務員法の改正と関連しまして、所要の改正を施したのであります。

第二章、労働組合の章につきましては、現行法の規定中届出、規約変更命令、組合解散命令等、行政廳ないし裁判所の干渉に関する規定を一切廃止して、労働組合の一層自由な発展を期すると同時に、第五條において、組合員の平等権、公正な会計監査及び役員選挙、同盟罷業、規約改正における無記名投票制等を、組合規約の必要記載事項とすることにより、労働組合の民主性、責任性の保障をはかり、かつ労働組合の資格を備えないもの、またはその規約が必要な要件を満たさない労働組合に対しては、本法及び労働関係調整法の手続に參與できず、救済が與えられないこととしたしております。第七條においては、使用者が正当な理由なくして団体交渉を拒否することを禁止して団体交渉権を擁護し、その不当労働行為の範囲を拡充して、使用者の労働組合に対する一切の干渉妨害を排除することにより、團結権及び団体交渉権を保障したのであります。その他この点につきましては、組合の自由な発展を期するという建前から、第十條の組合解散事由を整理した点、第十二條の民法の準用規定を整理した点において変更を見ているほかは、現行法と同様であります。

第三章労働協約の章につきましては、第十五條において労働協約の不合理的な延長を排除することにより、合理的な労働関係の保障をはかり、また現行法第二十一條及び第二十五條は從來ほとんど実益がなかつたので、これを削除いたしましたほかは、現行法とおおむね同様であります。

第四章、労働委員会の章につきましては、第十九條その他におきまして從來施行令にゆだねられていた労働委員会の職責、権限、組織を法律上明定することににより、労働委員会の性格を明確にし、かつその使命と職責とにかんがみ、その権限を強化するとともに、第二十四條におきまして、準司法的機能につきましては、労使委員の參與のもとにおいて、公益委員のみによつてこれを行うこととし、その公正妥當な運営を保障いたしました。また第二十條におきまして、不当労働行為に對する労働委員会の原状回復等の命令、裁判所の緊急命令その他労働者及び労働組合の権利の回復のための迅速な処分手続を定めることにより、不当労働行為の防止及び是正のための有効適切な措置を講じたのであります。さらに中央労働委員会に地方労働委員会の処分に対する再審査権、規則制定権等を與へ、かつ全國的な問題の優先的管轄権を明確にすることにより、労使間の紛争の合理的解決をはかつたのであります。その他の條文につきましては、現行法と同趣旨であります。

第五章、罰則につきましては、不当労働行為の性格にかんがみ、これが行為を直接に罰する方針を改め、第二十八條及び第三十二條において労働委員会及び裁判所の命令違反に対し、有効かつ強化された罰則を科することにより、正常な労働関係の確保をはかることとしたほか、現行法の趣旨とはほぼ同様であります。

最後に附則として、施行期日その他必要な経過規定を定めております。

以上のように現行法の條文の約半ばは、そのまま本法案中に取入れられており、その條数は現行法に比して四箇條だけ少くなつております。

次に労働関係調整法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。この法律案は労働争議、なかんずく公益事業の争議行為と公共の福祉との調整にその改正の重点を置き、形式上においても一部改正といたしておりますことは、本會議において御説明申し上げた通りであります。

第八條第二項を改正いたしましたのは、同條第一項におきまして、公益事業としてその主要な事業を法律に明記してありますから、これが追加指定もまた立法的な手続によることは、新憲法との関係から妥當な措置であると考えられますので、現行法が公益事業の追加指定を行政機關のみで行うこととしておるのを改めまして、國會の承認を経て行うこととしたことにしたものであります。第十一條に新たに一項を加えましたのは、從來調停とあつせんが混用され、かえつて事態を紛糾させることもありましたので、調停とあつせんとの本質を明確にし、かかる紛糾を避けようとしたからであります。

第二十六條に新たに三項を加えたのは、労使の当事者間に了解が成立したにもかかわらず、その了解の解釈または履行に關しまして、争議行為をもつて双方が相争うというやうな、從來往々にして見られた不合理事態を、合理的かつ平和的に解決するため、調停案を当事者双方が受諾した後に、調停案を調停委員會の見解を聞かなければ、その調停案の解釈または履行については争議行為をなし得ないこととしたとして、労使間の無用の紛争をつとめて除去するようにいたしました結果であります。第三十七條に新たに二項を加えましたのは、現行の第三十七條の公益事業に関する規定は、公益事業に三十日の冷却期間を設け、その労働争議をつとめて防止し、早期かつ平和的に解決しようとするのをその趣旨とするのでありますが、從來の経験に徴しますと、必ずしも所期の目的を達成し得ず、かつ一度冷却期間を経過いたしました後、いたずらに争議解決が遅延されるうらみもありましたので、冷却期間経過後六十日間を経た後には、さらに調停手続を経て冷却期間を経過しなければ、争議行為をなし得ないこととしたこと、及び当事者が調停案を受諾した以上、その調停案中に団体交渉を継続すべき旨が定められている事項があるときは、これらの事項を理由とする争議行為は、新たに冷却期間を経過しなればならぬものとし、無用の争議行為を防止することとしたこと、の二つの理由によるのであります。第四十條を改正いたしましたのは、正当な争議行為に対する保護は、すべて労働組合法中に規定することとしたからであります。その他の点については若干改正しておりますのは、もっぱら技術的なものであります。

以上が労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正する法律案の大体の説明であります。もちろん政府は、法律の改正によつてすべての労働問題が解決するものであるとは考えておられないのであります。行政運営、労働教育、特に政治全般の総合施策にまつところ、及び公正な世論の批判と協力と努力、及び公正な世論の批判と協力とが何よりも肝要なことであることは、本會議においても強調した点であります。この法案が御審議の結果通過成立を見ましたあかつきには、労働者の地位の向上、自由にして建設的な労働組合の発達、及び労働運動と公共の福祉との間の調整につきまして一段の努力を傾け、法的措置と行政と相まつて労使各方面の協力のものと、日本経済再建の目的のために邁進したいと存じます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉石委員長 この際お諮りいたします。ただいま本委員會において審査い

ければ、争議行為をなし得ないこととしたこと、及び当事者が調停案を受諾した以上、その調停案中に団体交渉を継続すべき旨が定められている事項があるときは、これらの事項を理由とする争議行為は、新たに冷却期間を経過しなればならぬものとし、無用の争議行為を防止することとしたこと、の二つの理由によるのであります。第四十條を改正いたしましたのは、正当な争議行為に対する保護は、すべて労働組合法中に規定することとしたからであります。その他の点については若干改正しておりますのは、もっぱら技術的なものであります。

以上が労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正する法律案の大体の説明であります。もちろん政府は、法律の改正によつてすべての労働問題が解決するものであるとは考えておられないのであります。行政運営、労働教育、特に政治全般の総合施策にまつところ、及び公正な世論の批判と協力と努力、及び公正な世論の批判と協力とが何よりも肝要なことであることは、本會議においても強調した点であります。この法案が御審議の結果通過成立を見ましたあかつきには、労働者の地位の向上、自由にして建設的な労働組合の発達、及び労働運動と公共の福祉との間の調整につきまして一段の努力を傾け、法的措置と行政と相まつて労使各方面の協力のものと、日本経済再建の目的のために邁進したいと存じます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉石委員長 この際お諮りいたします。ただいま本委員會において審査い

たしてあります労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案は、一般的関心が強く、またきわめて重要な法案であると思われまゝので、各派委員諸君におかれましても、両案の審査のために公聴会を開くことを希望せられておられるのであります。衆議院規則第七十七條によりまして、公聴会を開こうとするときは、あらかじめ議長承認を得なければならぬことになっておりまして、公聴会を開こうとする議案並びに意見を聞こうとする問題を定めた上で、諸般の手続をとる順序になつております。つきましては公聴会承認要求書を提出いたさねばなりません。公聴会を開こうとする議案につきましては労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案、意見を聞こうとする問題につきましては労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案についていたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○倉石委員長 御異議なしと認めまして、さう決定いたします。
これにて暫時休憩いたします。午後一時半より再開いたします。
午後零時十七分休憩

午後一時四十九分再開
○倉石委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。
この際お諮りいたしますが、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案の審議のため、本日議長に付して公聴会開会承認要求書を提出いたしましたのでありますが、議長より承認を得ました。つきましては本日正式に公聴会を開くことを議決いたすことに相なつておりますが、これにつきましては公聴会開会の日時を決定いたさねばなりません。この日時の決定に關しましては、公聴会に対する申出、公述人の選定、公述人への通知、公述人出頭等の時間的余裕を考慮いたしますとともに、両案の審査の進行状況とにらみ合せて決定することが妥當と思ひますが、諸般の情勢によりまして、来る五月九日午前十時より開会いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○倉石委員長 御異議なしと認めまして、さう決定いたします。それでは公聴会開会報告書を議長に提出するとともに、それを公示するように諸般の手続をとることいたします。なお公述人の選定については、委員長及び理事に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○倉石委員長 御異議なしと認めまして、それでは委員長、理事においてしかるべくとりはからひまして、後日皆様の御承認を得たいと思ひます。

○倉石委員長 次にただいま議題になつております両案について、逐條説明を行います。

○賀來政府委員 労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案につきましての逐條説明をいたしたいと思います。

まず労働組合法案につきまして申し上げます。第一條の第一項は、労働組合法の目的を具体的に規定いたしておるのであります。現行労働組合法は新憲法施行前に制定せられたものでありますので、第一條の目的に關する規定も、憲法二十八條の規定と同趣旨のことを規定しているにすぎなかつたのであります。しかし労働組合法の最大の使命が、憲法に規定されておる基本原則をより具体的に規定いたしまして、これを保障することにあることはいまでもありませんので、本法案におきましては、現行法第一條を改正いたしまして、次の三つの目的を規定し、憲法第二十八條の根本精神の具体化をはかつたのであります。第一は、労働者の地位の向上であります。労働者が使用者と交渉する場合において、対等の立場に立つことは、この地位の向上のための根幹であることはいまでもないのであります。本條はその目的を第一として、労働者が使用者との交渉において、対等な立場に立つことを促進することによつて、地位の向上をはかるということを目的としておるのであります。第二は團結権の擁護であります。本條において、労働者がその労働條件について交渉するために、みづから代表を選び、その他の団体交渉を行うために、自主的に労働組合を組織し、團結することを擁護するというこ

とを考へておりますのは、新憲法の根本精神から當然のことでありまして、第二章において、労働者が自由にかつ自主的に労働組合を結成し、また民主的に手続をみづから定め、また使用者が行う不当労働行為を禁止いたしました。團結権、団体交渉権その他の団体行動権を保障したわけでありまして、第三点は、団体交渉及びその手続の助成であります。本條におきまして、この手続を助成するというふうに掲げておりますのは、労働協約を締結するためな行為であり、その適正な運用によつて初めて労使間の不安を除くことができるのであります。従ひまして第七條第二号というふうなもの、使用者が正当な理由なくして、その雇用する労働者の代表者と、団体交渉をすることを拒み得ないというふうなことを規定するものも、その意味であります。

第二項の本文は、現行法第一條第二項の規定と同じであります。すなわち刑法第三十五條におきまして「法令又は正當ノ業務ニ因リ爲シタル行為ハ之ヲ罰セス」という規定がありますが、労働組合の行為でありまして、第一項に掲げます目的達成のためにいたした正当なものは、この正當な業務によりなしたる行為ということに含まれる規定であります。但書は、改正法案において新たに加えた規定であります。この趣旨は、労働組合の行為としてなされたものは、すべて正當であるというふうな極端な論が一部に行われておりましたために、労働組合の行為には、社会通念に従つて正當なものとならぬものがあること、及び傷害であるとか、あるいは器物破壊の行

爲、その他身体または財産に対する暴力の行使は、いかなる場合においても正當な行為にはならない。これは刑法の犯罪構成要件に該當するときは処罰を免れることはできないということ、を、特に明らかにしたものであります。もちろんこれ以外の行為であります。その秩序を乱すもの、あるいは他労働組合の行為であつて不當なものがあることは、いまでもないのであります。かかる不當なる労働行為について、本條文の免責がないことは當然であります。本項の規定は、いわゆる宣言的規定でありまして、刑法第三十五條の解釈として當然のことでありまして、職前において労働組合の運動が往々にして不當なる弾圧をこうむつたこと、また現行法施行後においても、労働運動が往々にして暴力の行使等を見ました事例に徴して、特に念のために規定したものであります。

第二條は、現行法の第二條の第一号及び第二号の内容につきまして、從來解釈上不明確な点がありましたので、これを具体的にかつ詳細に規定したほかは、原則として現行法の趣旨とかわりないのであります。まず第一号におきましては、現行法においては「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ」と規定してあつたために、その限界が必ずしも明瞭でなく、それがときとしては、労働組合の自主性の阻害の原因となつたので、これをより具体的にかつ詳細に規定したものであります。なお現行法におきまして「使用者」というのを書いてありますが、それを削除いたしましたのは、労働組合に使用者が加入すべきで

ないことは当然のことであり、これを削除したものであります。今度の法案におきまして、役員と申しますのは、使用者が法人その他の団体である場合において、社長、取締役、監査役その他理事会等を構成するものの構成員を言つておるのであります。「雇入、解雇、昇進又は異動」に關して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者」と申しますのは、労働者に対して監督的地位にある労働者であつて、労働者の雇入れ、解雇、昇進、または異動について直接これを決定する権限を有する者であります。

合の組合員としての責任に直接抵触する者であります。すなわち工場支配人、人事課長、会計課長、労務課長等は、いふまでもありません。その他人事課または労務課等の上級職員のうち、労働関係の機密事項に接する地位にある者を含むのであります。さらに以上のほかに「使用者の利益を代表する者」といふことがありますが、これは会社の高級幹部、社長秘書、会社警備の任にある守衛等を加入させておるものは、労働組合としての資格が認められないのであります。

第二号のこの団体の運営のために必要な経費の支出について、使用者による経理上の援助を受けるものと申しますのは、但書の場合を除いて、本法にいう労働組合とは認められないことを規定したのであります。これは現行法第二條第二号におきまして、「主たる経費」として規定しておるものよりも、明確かつ具体的に規定したものであります。いわゆる組合専従職員的生活費をいたしたるの賃金、給料、給料または就業時間中に行われる組合大会等の労働組合の会合に出席した労働者の賃金、給料等のごとく、労働組合の対内、対外の活動を問わず、すべての組合の運営のために必要な経費の支出につきまして、使用者から財政的援助を受ける団体は、本号に該当するといふことは、いふまでもないのであります。このような使用者の経理上の援助は、それを受ける団体が労働組合と認められなければならず、労働組合に對してなされた使用者のこれらの行為は、不当労働行為とされることに注意をしなければならぬと考えるのであります。次に但書におきまして、使用者の経理上の援助の禁止から除かれるものは、次の三つであります。第一は「労働時間中に時間又は賃金を失ふことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すこと」とこの場合におきまして、使用者の許可の形式といふものは、労働協約その他の協定によつて一般的に許可しておいてもよろしいわけであり、あるいはまたその都度許可を與えてもよいわけであり、労働協約におきまして規定することは望ましいこととは考えますが、この規定は使用者がかかる許可を與えるといふことについて、労働者がこれを請求する権利を與えたものではないといふことは、いふまでもないのであります。第二は「厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に充てる使用者の寄附」とは、この場合において、その使用者の寄附が、たゞ明示の意思表示がなくとも、指定寄付であつて、かかる寄付による基金を他の基金に流用した場合には、その団体は本法にいう労働組合とは認められないことになるのであります。第三は、最小限度の必要な事務所の供與であります。第三号は現行法通りであります。第四号もまた現行法通りであります。

第三條は現行法の第三條そのまゝを口語体に改めたのであります。第四條でありますが、これは地方公共団体の警察吏員及び消防吏員は、労働組合を組織し、または労働組合に加入することができない旨を規定したのであります。現行法の第二項及び第一項中「監獄ニ於テ勤務スル者」を削除いたしましたのは、これは国家公務員法の附則第十六條によりまして、労働組合法が国家公務員には適用されないこととなり、地方公務員についても、政令第二〇一号の適用を受けているからであります。次に現行法第一項の「警察官吏」及び「消防職員」を「警察吏員」及び「消防吏員」と改めましたのは、国家公務員法との関係からでありまして、本條によりまして、地方公共団体の警察吏員及び消防吏員はすべて労働組合を結成し、これに加入することができないのであります。

第二章の労働組合の章に入ります。第五條、本條は第二項におきまして、労働組合の規約に必ず記載すべき最小限度の事項を規定するとともに、第一項においては、労働組合として設立されたものが、本法及び労働関係調整法に規定する手続に參與し、救済を受けるための要件を規定したものであります。現行法におきましては、第五條において組合設立等の届出、第六條において労働組合の資格審査の規定があります。さらに第八條におきましては、組合規約の変更命令、第十五條におきましては組合に対する解散命令等について規定しておりますが、本法案においては、かくのごとき行政廳または裁判所が労働組合の存立そのものを決定し、またはその内部に干渉するやうな規定をすべて削除いたしました。單に法律に規定するところの自由にして民主的な労働組合として、必要な最小限度の要件を満たさない労働組合に對しては、この法律による特別のせわをいたさないといふことを規定した次第であります。すなわち第三條に該当しない労働者の団体は、本法にいう労働組合ではなく、この法律に規定する労働組合に關する規定が適用されないことは当然であります。問題は、労働者の団体であつても、その規約が本條の第二項の要件を満たさないときは、労働委員会にいたしましては、前者の場合と同様に、何らそのせわをしないといふことを規定したのであります。労働組合が労働委員会のせわにならうとするときは、その都度第二條に該當していること及び規約が第二項の要件を満たしていることを、証拠を提出いたしまして、労働委員会に對して立証しなければならぬのであります。この立証ができなくて、労働委員会が、たとへばこの労働組合は御用組合であるとか、この労働組合の規約は組合員に對して均等の取扱ひを與えていないといふことを認定したときは、当該労働組合は、労働組合法及び労働関係調整法に規定いたします不当労働行為、あるいは調停等の手続に、労働組合として参加する資格がなくなり、さらに第二十七條に規定する労働委員会の不当労働行為に對する命令等の救済を受けられないといふことになるのであります。すなわち法律の特別の保護は、法律が要求しております最小限の要件を備えておらないやうなものに對しては、與へないといふのがこの項の趣旨であります。しかして第五條第二項の要件を満たさない労働組合も、たとえば労働関係調整法に規定する調停申請のごとく、それが労働組合でなくとも、労働者個人または労働関係の当事者としてなし得る場合は、労働組合としてでなく、爭議團その他の労働者の団体、または爭議の当事者

ないことは当然のことであり、これを削除したものであります。今度の法案におきまして、役員と申しますのは、使用者が法人その他の団体である場合において、社長、取締役、監査役その他理事会等を構成するものの構成員を言つておるのであります。「雇入、解雇、昇進又は異動」に關して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者」と申しますのは、労働者に対して監督的地位にある労働者であつて、労働者の雇入れ、解雇、昇進、または異動について直接これを決定する権限を有する者であります。

合の組合員としての責任に直接抵触する者であります。すなわち工場支配人、人事課長、会計課長、労務課長等は、いふまでもありません。その他人事課または労務課等の上級職員のうち、労働関係の機密事項に接する地位にある者を含むのであります。さらに以上のほかに「使用者の利益を代表する者」といふことがありますが、これは会社の高級幹部、社長秘書、会社警備の任にある守衛等を加入させておるものは、労働組合としての資格が認められないのであります。

第二号のこの団体の運営のために必要な経費の支出について、使用者による経理上の援助を受けるものと申しますのは、但書の場合を除いて、本法にいう労働組合とは認められないことを規定したのであります。これは現行法第二條第二号におきまして、「主たる経費」として規定しておるものよりも、明確かつ具体的に規定したものであります。いわゆる組合専従職員的生活費をいたしたるの賃金、給料、給料または就業時間中に行われる組合大会等の労働組合の会合に出席した労働者の賃金、給料等のごとく、労働組合の対内、対外の活動を問わず、すべての組合の運営のために必要な経費の支出につきまして、使用者から財政的援助を受ける団体は、本号に該当するといふことは、いふまでもないのであります。このような使用者の経理上の援助は、それを受ける団体が労働組合と認められなければならず、労働組合に對してなされた使用者のこれらの行為は、不当労働行為とされることに注意をしなければならぬと考えるのであります。次に但書におきまして、使用者の経理上の援助の禁止から除かれるものは、次の三つであります。第一は「労働時間中に時間又は賃金を失ふことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すこと」とこの場合におきまして、使用者の許可の形式といふものは、労働協約その他の協定によつて一般的に許可しておいてもよろしいわけであり、あるいはまたその都度許可を與えてもよいわけであり、労働協約におきまして規定することは望ましいこととは考えますが、この規定は使用者がかかる許可を與えるといふことについて、労働者がこれを請求する権利を與えたものではないといふことは、いふまでもないのであります。第二は「厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に充てる使用者の寄附」とは、この場合において、その使用者の寄附が、たゞ明示の意思表示がなくとも、指定寄付であつて、かかる寄付による基金を他の基金に流用した場合には、その団体は本法にいう労働組合とは認められないことになるのであります。第三は、最小限度の必要な事務所の供與であります。第三号は現行法通りであります。第四号もまた現行法通りであります。

第三條は現行法の第三條そのまゝを口語体に改めたのであります。第四條でありますが、これは地方公共団体の警察吏員及び消防吏員は、労働組合を組織し、または労働組合に加入することができない旨を規定したのであります。現行法の第二項及び第一項中「監獄ニ於テ勤務スル者」を削除いたしましたのは、これは国家公務員法の附則第十六條によりまして、労働組合法が国家公務員には適用されないこととなり、地方公務員についても、政令第二〇一号の適用を受けているからであります。次に現行法第一項の「警察官吏」及び「消防職員」を「警察吏員」及び「消防吏員」と改めましたのは、国家公務員法との関係からでありまして、本條によりまして、地方公共団体の警察吏員及び消防吏員はすべて労働組合を結成し、これに加入することができないのであります。

第二章の労働組合の章に入ります。第五條、本條は第二項におきまして、労働組合の規約に必ず記載すべき最小限度の事項を規定するとともに、第一項においては、労働組合として設立されたものが、本法及び労働関係調整法に規定する手続に參與し、救済を受けるための要件を規定したものであります。現行法におきましては、第五條において組合設立等の届出、第六條において労働組合の資格審査の規定があります。さらに第八條におきましては、組合規約の変更命令、第十五條におきましては組合に対する解散命令等について規定しておりますが、本法案においては、かくのごとき行政廳または裁判所が労働組合の存立そのものを決定し、またはその内部に干渉するやうな規定をすべて削除いたしました。單に法律に規定するところの自由にして民主的な労働組合として、必要な最小限度の要件を満たさない労働組合に對しては、この法律による特別のせわをいたさないといふことを規定した次第であります。すなわち第三條に該当しない労働者の団体は、本法にいう労働組合ではなく、この法律に規定する労働組合に關する規定が適用されないことは当然であります。問題は、労働者の団体であつても、その規約が本條の第二項の要件を満たさないときは、労働委員会にいたしましては、前者の場合と同様に、何らそのせわをしないといふことを規定したのであります。労働組合が労働委員会のせわにならうとするときは、その都度第二條に該當していること及び規約が第二項の要件を満たしていることを、証拠を提出いたしまして、労働委員会に對して立証しなければならぬのであります。この立証ができなくて、労働委員会が、たとへばこの労働組合は御用組合であるとか、この労働組合の規約は組合員に對して均等の取扱ひを與えていないといふことを認定したときは、当該労働組合は、労働組合法及び労働関係調整法に規定いたします不当労働行為、あるいは調停等の手続に、労働組合として参加する資格がなくなり、さらに第二十七條に規定する労働委員会の不当労働行為に對する命令等の救済を受けられないといふことになるのであります。すなわち法律の特別の保護は、法律が要求しております最小限の要件を備えておらないやうなものに對しては、與へないといふのがこの項の趣旨であります。しかして第五條第二項の要件を満たさない労働組合も、たとえば労働関係調整法に規定する調停申請のごとく、それが労働組合でなくとも、労働者個人または労働関係の当事者としてなし得る場合は、労働組合としてでなく、爭議團その他の労働者の団体、または爭議の当事者

としての資格において、その手続に參與することができるのであります。次に本條但書の規定は、第七條第一号に規定する個々の労働者に対し保護を講ずることは、第五條第二項の要件を満たさない労働組合の組合員であることのみを理由として、労働委員会が救済を與えないというようにはならぬことを規定しておるのであります。

第二項は労働組合の規約に関する規定であります。労働組合は規約を定めることが必要であります。その規約には少くとも本項各号に掲げる事項を内容として規定しておられなければならないのであります。目的その他に関する規定は、社団である性質上、当然規定されるべきであると考えておるのであります。第一号は名称、第二号は事務所であります。第三号は単位労働組合の組合員が、すべての問題に參與する権利を有すること、及びその権利の行使に十分な機会が與えられ、いかなる組合員にも特権的地位を與え、または差別的な取扱ひをしてはならないということ規定しておるのであります。これらの組合員の基本権を保障いたしますところの規約の規定は必ず設けなければならない。従つて中央執行委員や部長の選出等につきまして、特定の組合員に選出権の二重行使を許すとか、特定の組合員に選出権を與えることは許されないのであります。たとえて申しますれば、青年部に入つておられます者は、青年部員として一般の執行委員の選挙に参加すると同時に、青年部長を選挙し、その青年部長は、青年部長たるゆえをもつて執行委員に参加することは、青年部員が二重の権利を行使することになるのであります。

第四号は、何人も人種、宗教、性別、門地または身分によつて組合に加入する権利なきものとされ、または組合員たる身分を失ふことはないことを規定しておるのであります。第五号は役員を選出する規定でありまして、単位労働組合の役員は、その単位労働組合に加入する組合員の直接無記名投票によつて選出されねばならないのであります。ただ連合団体である労働組合または全般的な規模を持つた労働組合につきましては、単位労働組合の組合員の直接無記名投票によることもあろういのであります。その組合員が上それが困難な場合は、その組合員の直接無記名投票によつて選挙された代議員によつて、選出されるということが規定されておるのであります。第六号は組合員の総意を反映いたします組合の最高意思決定機関であります。総意は、少くとも一年一回以上は開催されなければならないという規定であります。総意と申しますのは、組合の最高意思決定機関であり、かつ組合員全員、または組合員全員によつて選ばれた代議員によつて構成されたものであります。第七号は会計に関する規定であります。組合存立の基本は、財政確立と組合財政に對します組合員の信頼感が基礎であります。民主的かつ、強力な組合となるためには、組合財政を厳正に行なわなければならないのであります。そこですべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況等を示す会計報告は、組合員の総意によつて委嘱された公認会計士及び経理士の検査を受け、正確であるという証拠と一緒に公表しなければならぬことを定めたのであります。なおこの

号は、日本労働組合に関する極東委員会の十六原則第十六号と同じ趣旨であります。第八号同盟罷業は、組合員または組合の直接無記名投票により選挙された代議員により直接無記名投票を行い、賛成が投票数の過半数を得なければ開始されないということを規定したものであります。同盟罷業は組合の最も重大な行為でありますので、組合幹部や一部少数者により専断を排除したものであります。なお過半数は最低数でありまして、これ以上の数になることを妨げるものではないのであります。第九号は、組合規約の改正に関する規定であります。規約は労働組合の憲法ともいふべきものであります。その変更は慎重を要するのであります。この改正にあたつては、単位労働組合におきましては、その組合に加入する組合員の過半数を得なければならないというのであります。但し連合団体でありますれば、先ほど申しましたと同じであります。なお過半数と申しますのは、これは最低数をいつておるのであります。

第六号は、現行法と同じであります。交渉は労働協約の締結その他の事項に關してなされるのであります。普通労働協約の締結を目的として、賃金、労働時間等の労働条件が、交渉内容のおもなものになるであろうと思ふのであります。その他の事項についても交渉することもできます。組合の代表者というのは、組合の規約、総会の決議等によりまして外部に對して組合を代表する者であります。交渉する権限と申しますのは正式に協約、契約を締結する権限を含むものではなくして、單に交渉する権限をいうのであります。

第七号は、不当労働行為に関する規定であります。本條の規定は、使用者の不当労働行為として禁止された行為を列挙したものであります。本法の最も重要な規定であります。第一号の本文は、現行法第十一條と同じ規定であります。個々の労働者が労働組合に加入をしたり、あるいは労働組合を結成しようとしたり、その他労働組合の正当な行為をしたことを理由として、不利益な取扱ひをすること、及びいわゆるイエロー・ドッグ・コントラクトを禁止したものであります。但書は、ある労働組合に特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数が加入しておる場合等には、その労働組合は、当該事業場工場で働いておる労働者がその組合員であることを要求するところのクローズド・ショップやユニオン・ショップの労働協約を締結することができるといふことをいつておるのであります。これは念のために規定をいたしました但書であります。第二号は、使用者が雇用する労働者の加入する労働組合の代表者等との団体交渉に應ずる義務をきめておるのであります。これが違反は不当労働行為となることとあります。ここにいうところの代表者と申しますのは、労働者の代表者であります。代表者がさらに委任すること一般に許されることは当然であります。その使用者が應ずる義務のある団体交渉が、平和的に秩序のある交渉であることを要するのはいちろんであります。しからざる場合に、その他の正当な理由がある場合、使用者は団体交渉を拒むことができるのであります。第三号は、使用者が労働組合の結成、運営等を支配すること、すなわち御用組合化しようとする、及び組織運営を妨害することを禁止したものであります。金銭上の援助は、多くの場合組合の支配に至ることが多いのであります。ことに組合の役員、専従者が、その生活費を使用者が受けておるといふうなことは、御用化することおそれが多分にあるのであります。この程度に至らないものであります。組合の経理上につきましてその援助を與えることは、但書の場合を除いてはすべて禁止されるのであります。但書は第二條第二項の場合と同じようなものであります。なおここで「支配」といふのは「介入」と書いてあります。ある組合の内部意思に干渉するものであり、「支配」はその結果の意思を左右するといふところまで行くのを支配といふますし、「介入」と申しますのは、その左右する程度にまでは至らないものをいつておるのであります。

それから第八條は現行法と同じであります。ただこの際申し上げておきたいと思ふことは、この第一條第二項には、暴力行為の行使が労働組合の正当な行為と解釈されてはならないという旨が規定してあります。暴力行為の行使は主として刑事上の問題でありますので、第一條第二項の但書として規定したのであります。本條におきまして、暴力の行使が正当な争議とならないことはもちろんであると考えております。

第九條は現行法とほとんど同じであります。労働組合が行う共済事業その他福利事業等について、これが使い方を要するといふような場合には慎重を要しますので、総会の決議を必要としたものであります。なお使用者が、福利事業その他共済事業のために寄付した金を流用すれば、総会の決議があつた場合でありまして、その組合は第二條第二号に該当するに至つて、労働組合ではなくなるものと解釈いたしておるのであります。

第十條は労働組合の解散事由といつたしまして現行法に規定されているもののうちから、組合資格否認による解散と、裁判所の解散命令による解散は、資格否認または解散されたこの規定が廃止されたのでありますので、これを除いております。さらに破産を労働組合の解散事由とするのは妥当でないもので、削除いたしております。規約で定めましてこの解散事由がある場合は、これによることはもちろんであります。組合規約に解散の規定がないときでも、総会で組合員の四分の三以上の多数決で決議いたしますならば、解散することができるのであります。なお総会の決議の多数決につきましては、規約で三分の二以上とか別段の定めをした場合は、それによるのであります。

第十一條は、労働組合がこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受ければその主たる事務所の所在地において登記して、法人となることができるといふことを規定いたしております。第二項は、労働組合の法人登記事項その他に關しては政令で

定める。第三項は法人である労働組合が、その登記事項に変更を生じたときは、変更した事項について変更登記をした後でなければ、第三者に対抗することができないことを規定しておるのであります。

第十二條は、法人でありますところの労働組合について、民法及び非訟事件手続法の所要規定を準用することを規定いたしておるのであります。この内容は省略させていただきます。

第十三條は現行法と同じであります。第三章労働協約の章に入ります。この章におきましては、現行労働組合法のうちから第十九條第二項、第二十一條及び第二十五條を削除いたしました。ほか、第十九條第一項、第二十條及び第二十四條に若干の修正を加えたのみで、現行の第三章の規定と別段の差異はないのであります。

第十九條第二項を削除いたしましたのは、労働組合の届出制を削除したのと同じ趣旨であります。第二十一條を削除いたしましたのは、この規定が当然のことと解せられるからであります。次に第二十五條を削除いたしましたのは、この條文はほとんど実益がないのみでなく、かえつて平和條項を労働協約中に規定することを妨げるおそれがあつたからであります。

第十四條は現行法第十九條第一項をそのまま口語体に改めたもので、労働協約の当事者、協定事項及び効力発生要件を規定したのであります。労働協約の当事者の一方は労働組合でありまして、他方は使用者またはその団体であることはいふまでもありませんが、労働協約におきまして協定される事項

は、労働条件その他労働関係全般に關する事項であります。しかし労働協約は書面に作成し、両当事者が署名することと労働協約の効力発生要件といつたものは、その内容について、後に至つて無用の紛議を生ぜしめないためであります。

第十五條は現行法第二十條を改正したものであります。労働協約の有効期間について規定したのであります。第一項は、労働協約には必ず有効期間を定めなければならないことを規定したものであります。不確定期間を定めた労働協約は有効であるが、有効期間を定めない労働協約及び條件付きの労働協約は無効であります。次に労働協約は、いかなる場合においても三年を越えて有効に存続することはできない旨を規定されておるのであります。三年を越える有効期間を定めた場合は、その三年を越える部分は無効となり、三年の有効期間を定めたこととなるわけでありまして、従つて労働協約にいづゆる自動的延長規定があり、労働協約の効力が自動的に延長し、かつ当事者のいづれもが廃止の意思表示をしない場合でも、労働協約が効力を発生した日から起算して、三年を越えて有効には存続し得ないのであります。三年の期間を経過したときは当然効力を失います。しかしいづゆる更新規定がありまして、これに基いて労働協約の効力が更新される場合は、同一内容を持つ新しい労働協約であるから、この規定の適用はないのであります。第二項は、本法において新しく設けられたものであります。その趣旨は、従来の労働協約の多くに規定されておりました、いづゆる自動的延長規定のもと

ら不合理な結果を是正せんとするものであります。すなわち労働協約のうち、労働協約の改訂の意思表示があつた場合においては、期間満了後においても、なお本協約は、新協約成立まで有効とするという規定がある場合におきましても、労働協約の中に規定された期間が経過したとき以後におきましては、当事者の一方が反対の意思表示をすれば、そのときからその労働協約は失効することを規定したのであります。従つていづゆる自動的延長規定があつて、改廃についての予告期間の規定がある場合におきまして、その予告期間の定めに従ひまして、当事者の一方が改訂の意思表示をしたときは、その労働協約は自動的延長規定に基いて、新協約が成立するまでは、その期間満了後においてもなお有効に延長されるが、一方の当事者が破棄の意思表示をいたしましたときには、そのときから当該労働協約は失効することになるのであります。次に自動的延長規定がなく、ただ改廃についての予告期間のみがある場合におきまして、一方の当事者が改廃の意思表示をしたときは、その労働協約は期限満了のときから効力を失ふことは、いふまでもありません。次に但書は、労働協約の中に、この労働協約の期間満了一箇月前までに、当事者のいづれか一方が改廃の意思表示をしないときは、この労働協約は引続き同一期間有効とするといふ、いづゆる更新規定を設けておきつかえない旨を規定したものであります。従つてかかる規定がありまして、当事者の双方が期限満了一箇月前までに、改廃の意思表示をしないときは、その労働協約は期限の到来したときか

ら、新しい労働協約として、その効力が更新されることになるのであります。

第十六條は、現行法第二十二條の規定を括弧内を削除いたしまして、そのまゝ口語体に改めたものであります。この括弧内の規定を削除いたしましたのは、從來この規定の解釈につきまして種々の紛議を生じたこと、及びこの規定を削除しても、別段弊害が生じないのみでなく、労働条件その他労働者の待遇に關する基準は、でき得る限り労働協約に規定しておくことが、労働協約の本質上当然のことであるからであります。

第十七條は現行法第二十三條をそのまま口語体に改めたものであります。同一工場、事業場における労働協約の一般的拘束力について規定したものであります。

第十八條は、現行法第二十四條をそのまま口語体に改めたものであります。一定地域内における労働協約の一般的拘束力につきまして規定したものであります。但し現行法の職権決定は削除いたしております。これは労働委員会がこの決議をなし得ますのは、当事者の一方または双方から申立てがあつた場合にのみ限つておるのであります。

第四章は労働委員会の規定であります。現行法が施行されてから、労働委員会は非常な業績をあげております。しかし改正法案ではさらにこれが機能と調整の機能を期して、準司法的機能と調整の機能との運営を分離し、中労委と地労委との關係を緊密にする等の方策をとつたのであります。その他の点では國家行政組織法等の新

す。

をいたします。第十八項は現行施行令第四十條第三項にかわるものでありまして、すなわち会長に長期にわたる事故があり、そのためその職務を行うことができないとき、または会長が欠けたときは、この條の規定、すなわち第

十六項の手續に従つて、新会長が選
され、旧会長は当然その職を失ふこと

になるであります。第十九項は事務
局に関する規定でありますが、現行條

行令第四十二條と同趣旨であります。
職員の定員につきましては、中央労働

委員会が労働省の外局であることから、労働省定員法で定められます。第

二十項はこの條の規定のうち労働委員会に共通の規定を、地方労働委員会に

準用する旨の規定であります。従つて
地方労働委員会は、都道府縣知事の所

轄に属する都道府縣の機関ということになり、また委員及び職員の任免は都

道府縣知事が行います。地労委の委員の数は現行通り労使の公益代表おのおの

の五人であります。従つて第九項の公

が、なお地方労働委員会に關して條例

で定められるべき事項は、政令で明

二十一項は船員法の適用を受ける船員

に属することから來ます調整規定でも

りまして、現行施行令第四十八條第三項の規定の趣旨と同じであります。

都道府縣知事の権限も海運局長でなく、直接運輸大臣が行うものとしたこと

とは現行規定と異なつており、
第二十條は労働委員會の権限を定め

たのであります。すなわち労働委員会は、第一は労働組合が提出いたします

この法律の規定に適合する労働組合である旨の証拠に基いてその認定を行う、これは第五條であります。第二は法人である労働組合となる前提要件として、それがこの法律の規定に適合する旨の証明を第十五條でやることになつておりますが、それをいたします。

第三は労働協約に地域的の一般的拘束力を持たせることの適否を決議するのであります。第四は、十八條の不当労働行為について必要な調査審問を行い、命令を發し、これに関連する措置をとる等の、いわゆる準司法的機能及びあつせん、調停、仲裁の調整的機能とを有するのであります。なお現行法第二十七條第一項第一号及び第二号を省いたのは、これらの事務が労働省と重複して行われることを避けるためであり、また第二項の建議の規定を廢したのは、建議の内容が現行法施行の後に設けられた労働基準委員会の事務であるからであります。

第二十一條は労働委員会の會議についての規定であります。第一項は會議の非公開原則を定めたものでありまして、現行法第二十八條と同じ趣旨の規定であります。ここで公益上必要があるというものは、事案の審判について、公正な輿論によることを適当と認めるような場合であります。ただ関係者の請求を削除したのは、従来の経験からこれが労働委員会の円滑な運営を阻害した例が少なくなく、公開するか、しないかは委員会自身の判断にまづことが妥当であるからであります。第二項から第四項までの規定は、現行施行令第四十一條第一項第二項と同様の規定で、會議の招集、定足数、議決方法等を定めておるのであります。

第二十二條は現行法第二十九條とまったく同様の規定でありまして、関係者は労働委員会の要求または検査に應ずる義務があります。本條に違反してこの義務を怠つたものは三万円以下の罰金に処せられます。

第二十三條は現行法第三十條と同様の規定であります。中央労働委員会及び船員労働委員会の委員及び職員は、國家公務員法の適用を受けるわけであるが、秘密遵守義務については、まずこの規定の適用があるものと解すべきであります。

第二十四條は労働委員会の権限のうち、公益委員のみで行う権限を定めました。労働組合が第二條及び第五條第二項の規定に適合するかどうかの立場の認定、法人たらしとする労働組合が、この法律に適合することの認定、不当労働行為に関する判定及び処分並びに労働法第四十二條の処罰請求についての決定がそれでありまして、いわゆる司法的機能は、事の性質上、その権限の行使も、中立的性格の公益委員のみで行うのが妥当なわけでありまして、但し労使委員といえども、これらの処分に関する決定の前に行われる審問に參與して、意見を述べる等のことはさしつかえないのみでなく、決定の公正を保つために必要でもありますので、但書が設けられてあります。

第二十五條であります。本條は労働委員会のうち中央機関である中労委について、その権限を定めました。すなわち中央労働委員会は労働委員会の一種として第二十條の規定による一般事務を行うほか、第二十六條に定める規則制定権を持ち、しかも二以上の都道府縣にわたり、または全國的に重要な問題にかかると事件のあつせん、調停、仲裁及び不当労働行為に関する命令等の処分については、優先的管轄権を持つております。ここで全國的に重要な問題にかかると事件とは、單に地域の規模において全國にわたるもののみならず、事件そのものの発生は局地的であつても、問題の性質が國家的影響を持つものをもいいます。また優先して管轄権を持つとは、かかる事務については中央労働委員会のみが行うことを原則とし、必要があれば、特定の地方労働委員会を指定して行わしめることができるという意味であります。

次に中央労働委員会は当事者の申立てに基き、または職権で地方労働委員会の第五條、第七條及び第二十七條に関する処分の再審査を行う権限を有します。このような権限を定めたのは、地方労働委員会の行うこれらの処分について統一性を保持し、かつ事務の慎重を期することが必要であるからであります。再審査の手続等については、中央労働委員会規則で定められます。なお本來中労委と地労委の間には、一般的に上級下級の関係があるわけではなく、ただこの法律の特別の定めをまつて、一定の場合にのみこのような関係が生ずるにすぎないことは、從來の通りであります。

第二十六條であります。本條は中央労働委員会のみならず行う手続及び地労委が行う手続について、規則を制定し公布する権限を有することを規定しました。この規則は内部手続を定めるいわゆる行政規則のみならず、法規たる性質を有するものでありまして、國家行政組織法第十三條に定める規則に該当するものであります。従つてその形式的効力は政令の下にあり、また省令に抵触することはできません。この規則で定められるべき事項は、第五條の証拠の種類、形式認定の手続、第十一條の証明の様式、第二十七條の労働委員会の命令等についての手続及びあつせん、調停、仲裁の細部手続その他労働委員会の運営に関する事項等でありまして、

第二十七條は、労働委員会の命令等についての規定であります。本條は第七條の規定に違反した使用者の行為、すなわち不当労働行為があつたときの労働委員会の原状回復等の命令及びこれに関する裁判所の手続を定めたものであります。第一項におきましては、労働委員会は、労働者、労働組合その他のものから、使用者が不当なる労働行為をした旨の申立てがされたときは、遅滞なく事件の調査をしなければならぬのであります。この場合労働委員会は、その申立てが第五條第二項の規約を備えない労働組合からの申立てである等のときは、不適法として却下することができるとありますが、適法の申立てとして受理いたしましたときは、必要があると認めれば、両当事者その他の関係者を呼び出しまして、現実に不当労働行為があつたかどうか、それがいかに行われたかについて、当事者の言い分を聞く審問を行わなければならぬのであります。この手続は裁判に準ずるものでありますから、特に慎重を要し、調査、審問の手続は前條の中央労働委員会の規則で定めまして、労働委員会は審問をするときは、使用者と申立てをしたものと、証拠提出証人として呼び出された者に対する反対尋問等を行う、十分な

機会を與えるようにしなければならぬのであります。第二項におきましては、労働委員会が審問を終つたときは、裁判所の行うように事実認定をいたしまして、この事実の認定を基礎として、不当労働行為があつたかどうか、その程度、被害の態様などを判断いたしまして、申立人が申し立てた救済、すなわち復職、賃金支拂い、組合に対する干渉の中止等のことを命ずるのであります。申立人の申立てが全部認められることもあり得るわけであり、一部だけを認めることもあり得るわけであり、また全然不当労働行為がなかつた場合、あるいは不当労働行為があつたけれども、ごく輕微で命令を出す実益がないような場合は、申立て棄却の命令を發するのであります。この命令は裁判の判決に相当するものであります。従つて命令と事実認定とは書面に書きまして、命令を受ける使用者と、申立人とにその写しを交付いたします。命令の効力發生の時期は交付の日であります。この場合の手続も、中央労働委員会の規則によるものであります。第三項におきましては、事件を処理した労働委員会が、中央労働委員会であり、また、行政上さらに不服を申し立てる道はないのであります。地方労働委員会であるときは、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをいたしまして、さらに審査を受けることができるのであります。但し、事件は迅速処理を要するものでありますから、申立てができるのは、命令の交付があつた日から十五日以内に限りております。また再審査の申立てをしたからといって、地方労働委員会の命令がすでに効力を停止するのでは、労働者保

護を與えるようにしなければならぬのであります。第二項におきましては、労働委員会が審問を終つたときは、裁判所の行うように事実認定をいたしまして、この事実の認定を基礎として、不当労働行為があつたかどうか、その程度、被害の態様などを判断いたしまして、申立人が申し立てた救済、すなわち復職、賃金支拂い、組合に対する干渉の中止等のことを命ずるのであります。申立人の申立てが全部認められることもあり得るわけであり、一部だけを認めることもあり得るわけであり、また全然不当労働行為がなかつた場合、あるいは不当労働行為があつたけれども、ごく輕微で命令を出す実益がないような場合は、申立て棄却の命令を發するのであります。この命令は裁判の判決に相当するものであります。従つて命令と事実認定とは書面に書きまして、命令を受ける使用者と、申立人とにその写しを交付いたします。命令の効力發生の時期は交付の日であります。この場合の手続も、中央労働委員会の規則によるものであります。第三項におきましては、事件を処理した労働委員会が、中央労働委員会であり、また、行政上さらに不服を申し立てる道はないのであります。地方労働委員会であるときは、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをいたしまして、さらに審査を受けることができるのであります。但し、事件は迅速処理を要するものでありますから、申立てができるのは、命令の交付があつた日から十五日以内に限りております。また再審査の申立てをしたからといって、地方労働委員会の命令がすでに効力を停止するのでは、労働者保

護を與えるようにしなければならぬのであります。第二項におきましては、労働委員会が審問を終つたときは、裁判所の行うように事実認定をいたしまして、この事実の認定を基礎として、不当労働行為があつたかどうか、その程度、被害の態様などを判断いたしまして、申立人が申し立てた救済、すなわち復職、賃金支拂い、組合に対する干渉の中止等のことを命ずるのであります。申立人の申立てが全部認められることもあり得るわけであり、一部だけを認めることもあり得るわけであり、また全然不当労働行為がなかつた場合、あるいは不当労働行為があつたけれども、ごく輕微で命令を出す実益がないような場合は、申立て棄却の命令を發するのであります。この命令は裁判の判決に相当するものであります。従つて命令と事実認定とは書面に書きまして、命令を受ける使用者と、申立人とにその写しを交付いたします。命令の効力發生の時期は交付の日であります。この場合の手続も、中央労働委員会の規則によるものであります。第三項におきましては、事件を処理した労働委員会が、中央労働委員会であり、また、行政上さらに不服を申し立てる道はないのであります。地方労働委員会であるときは、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをいたしまして、さらに審査を受けることができるのであります。但し、事件は迅速処理を要するものでありますから、申立てができるのは、命令の交付があつた日から十五日以内に限りております。また再審査の申立てをしたからといって、地方労働委員会の命令がすでに効力を停止するのでは、労働者保

護に欠けるおそれがありますから、中央労働委員会がその命令につき不當その他の疑いがあるとして、事件を取上げる価値があるとして、再審査を開始する決定をするまでは、完全にその効力を保つものとしたしまして、再審査開始決定があつて、初めてその効力を失ふこととしたのであります。なお第七項で労働者から再審査の申立てがあつたときは、中労委が地労委の命令の取消し、変更等をしてない限り、原命令が効力を保つことは、いうまでもないであります。第四項におきましては、委員会の命令も行政処分でありまして、使用者は当然行政事件訴訟特例法の規定によりする訴訟を起して、その命令の取消し、変更を求めることができるのであります。しかしながら迅速処理の建前からいたしまして、出訴期間は命令交付の日から三十日以内としたのであります。また同時に、委員会と裁判所と両方で争わしめるのは無用の紛糾を來すから、地労委が最初に事件を取扱つたときは、その命令について中労委に再審査を請求しないときのみ、裁判所への出訴を許したのであります。中労委が初めからみずから事件を取扱い、または再審査をして命令を發したときは、もはや行政上さらに不服申立の方法はないから、ただちに行政訴訟を起すことができるのであります。第五項におきましては、行政訴訟を起したときは、当然相当の日数を要することが予想せられまして、その間において委員会の命令が行政代執行法によります強制方法だけしかないのでは、実効に乏しいうらみがありますので、判決確定までの間、仮処分的なものとしたしまして、

裁判所が委員会の申立てに基いて、その委員会の命令の全部または一部に從うことを命ずる命令を出すことができるとしたのであります。この命令違反は過料に処せられるのであります。裁判所は一旦命令を發しても、必要によりその取消しまたは変更をすることもできるものであります。この命令は民事訴訟法による裁判所の決定の手続によるものであります。第六項におきましては、使用者が地方労働委員会の命令につきまして、中央労働委員会に再審査の請求をしたところが、却下され、しかもその却下のときには、地方労働委員会の命令があつた日から、三十日以上経過していたというやうなときは、第四項によりますと裁判所に出訴できないことになり、不都合であるので、再審査を請求したときの出訴期間は、中央労働委員会による申立ての却下、もしくは棄却の命令のあつたとき、または地労委の命令を変更し、もしくは取消してみずから命令を出したとき等の、終局的処分をした日から起算することとしたのであります。第七項におきましては、使用者が地方労働委員会の命令について、期間内に再審査の請求もせず、訴訟も起さないときは、労働委員会の命令は、その使用者については争う方法のないものとなつて確定いたします。この中央労働委員会の命令については、再審査請求の余地がないから、期間内に訴訟を起さないことによつて同様に確定をいたします。労働者が再審査の申立てをし、中労委が職権で再審査することを妨げておりません。確定した命令の違反についても、第五項の場合と同様の過料に処せられるのであります

す。この過料の裁判を開始するために、裁判所が命令があつて確定したと、使用者がこれに違反したことを知らなければならぬので、このやうな場合には、命令を出した労働委員会が、裁判所にその旨を通知しなければならぬこととしたのであります。また当初労働委員会に申立てをしたもの、その他の労働者も、裁判所の注意を促すために、その旨を裁判所に通知できることは当然であります。労働者でない他の関係者が、かかる通知を裁判所に対してすることも、もとよりさしつかえないのであります。使用者が地方労働委員会の命令に対して訴訟を起した場合は、裁判所の判決でその訴えの全部または一部が容れられなくて、労働委員会の命令の全部または一部がその判決で支持されたときは、使用者の当該命令違反に対して、刑罰が科せられるのであります。しかるに確定判決に使用者が違反を犯し、刑罰に処せられた後になつて、中央労働委員会が地方労働委員会のその命令の再審査をして、その結果方地方労働委員会の命令が取消され、または変更される等のことがあつたのでは、はなはだ困るので、第八項においては使用者の起した訴訟の判決が確定した後は、中央労働委員会は、再審査をすることができないこととしたのであります。以上各項において、もつぱら使用者の再審査請求、出訴について規定いたしました。労働組合または労働者が地方労働委員会の命令になお不満なときに、中央労働委員会に第二十五條第二項の規定により、再審査の請求をすることや、民事訴訟法によつて、たとえば解雇無効確認の訴えを起すことは、もと

よりさしつかえないことでもあります。念のために第九項でその旨を特に規定したのであります。なお調査、審問、命令交付などは、中央労働委員会が再審査をするときに、地労委の審査の場合と同様の手続で行うべきでありますから、第十項で第一項、第二項の規定を準用したのであります。この條の規定は他の各條に比し詳細に定められておりますが、改正前の第十一條では、使用者の一定の行爲を禁止し、これに違反したものに、ただちに刑罰を科しておりましたが、使用者が禁錮の中止をがえんじないようなときは、被害者たる労働組合または労働者は、民事訴訟で解雇無効確認の判決を求め、これに基いて強制執行をしなければならず、時間と金のない労働者にとつては、不可能に近いことであります。改正法案では、使用者の不当労働行爲をただちに罰することはいはしておりません。当事者間の私法上の關係を正常な状態にもどし、もつて労働組合の組織と活動とを守ることを第一義といたしまして、そのために、労働委員会が必要なる命令を出し、この命令に使用者が従わないうきに罰則を科することとしたしまして、その手続をできるだけ簡易迅速にできるようにして、時間と金を費さずに解決の方途を與えたのであります。第五條でいう救済とは、主としてこの手続をいうのであつて、第五條第二項の要件を満たさない労働組合は、この有利な方法を利用できないわけでありまして、

第五條は罰則であります。第二十八條は不当労働行爲に関する刑罰を定めたものであります。第二十七條の規定により労働委員会の命令が發せられて、これに対して使用者が命令交付の日から三十日以内に不服の訴えを行政事件訴訟特例法の規定によつて提起したときに、その判決で労働委員会の命令の全部または一部が適法であるとして支持され、その判決が確定した場合、使用者がその支持された労働委員会の命令に違反したときは、その違反行爲をしたものが、一年以下の禁錮または十萬圓以下の罰金に処せられます。改正前の規定よりは相當の加重であります。改正前の規定より法律上の使用者自体でなく、その行爲を實際に行つたもの、たとえば担当重役とか、労務部長とか、工場長とかいう人であることは、改正前の規定とかわりはないのであります。

第二十九條は第二十三條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役または三萬圓以下の罰金に処せられる旨の規定であります。現行法では千圓以下の罰金でありましたが、國家公務員法の例に準じて規定したものであります。

第三十條は第二十二條の規定に違反した者の罰を規定したのであります。現行法では五百圓以下の罰金であります。

第三十一條、本條第一項は、法人または人の代理人、同居者、雇人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関して第二十二條の規定に違反して報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または帳簿書類の提出をしない場合は、その代理人、同居者、雇人その他の従業者が処罰されるのみでなく、法人または人も罰せられることを規定した両罰主義の規定であります。

第二項の規定は、右の違反行為については、行為者が法人または未成年者、もしくは禁治産者であるときは、その罰が一定の責任者に轉嫁されることを規定したものであり、労働法第三十九條第二項の規定と同じ例であります。

第三十二條は、不当労働行為に関する過料を規定したものであります。使用者が第二十七條第四項の規定により訴訟を起した場合に、同條第五項の規定によつて労働委員会の申立てに基づく裁判所の命令が出たときは、この裁判所の命令に対する違反行為に対しては、使用者が過料に処せられます。過料の額は、たとえば「労働者を復職させよ」というような命令を命ずる命令であるときは、使用者がその命令を履行しない限り、その履行しなかつた日の日数を十万円に乘じた額、すなわち一週間経過後によりやく履行したときは、七十万円まで科することができ、不作爲を命じた命令、たとえば「組合事務従事者の給與を支拂うべからず」というような命令に違反したときは、これに違反して給料を拂う等の行為をしたたびごとに、十万円以下ずつ科せられる。この不履行の日数に應じて額を定めることは、労働者保護の法の趣旨を貫徹せしめるために、今回初めて設けられた制度でありまして、わが國法体系上、他に類例のないものであります。過料を科する裁判の手続は、一般の例と同じく非訟事件手続法第二百六條以下の規定によるのであります。

第二十七條第五項の規定による、確定した労働委員会の命令に使用者が違反した場合も、まったく同様にして過料が科せられるのであります。

第三十三條、本條は規定の仕方が現行法と異なつてゐるが、その実質的内容は非訟事件手続法第三十六條に関する過料を省いたほかは、現行法第三十七條第一項第四号ないし第六号と同様であります。すなわち民法第八十二條の規定による裁判所の検査を妨けたとき、民法第八十一條の規定に違反して破産宣告の請求をしないとき、民法第七十九條または第八十一條の規定に違反して公告をせず、または不正の公告をしたときは、民法第八十四條に定められた過料と同一の範囲の過料に処せられるのであります。第二項は、法人である一労働組合の代表者が、第十一條第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠つた場合には、民法第八十四條第一号の規定に準じて、同條に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処せられることを規定したものであります。

附則におきましては、第一項は、施行期日に関する規定であります。第二項は、改正法施行の以前から、すでに法人である労働組合の処遇についての経過規定であります。すなわち、この法律施行の際現に法人である労働組合は、一應この法律の規定による法人である労働組合とみなされるが、改正法施行の日から六十日以内に、この法律の規定に適合する旨の、労働委員会の証明を受けなければならぬ旨を定めたのであります。第三項は、労働委員会の委員及び事務局職員に関する経過規定であります。第四項は、この法律施行の際、現に労働委員会に係属中の事件の処理については、従前の法律の規定によることを定めたものであります。

す。従つてたとえば不当労働行為の処罰にあたつては、労働委員会の請求が訴追要件となるわけであり、第五項は、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の法律、すなわち行為時法によるべき旨を明らかにしたものであります。第六項は、本法改正に伴う公共企業体労働関係法の必要な改正を規定したものであります。條文の変更から来る当然の改正でありまして、実体的にはかわりはありません。第七項は法律番号の変更に伴う整理についての規定であります。

引續いて労働関係調整法に入ります。第八條第二項、従前は、公益事業の一年以内の追加指定は、主務大臣が中央労働委員会の決議によつて行うこととなつてゐました。しかしながら公益事業の範囲は、本條第一項に規定せられておるので、これ以外の事業を一年以内の期間を限り、公益事業に追加指定するのは、新憲法との関係及び第一項との関係から見て、従來のごとく行政機関のみに行はれず、國會の承認を経て行われ、さらに主務大臣にかうるに内閣總理大臣をもつて、公益事業の臨時追加指定の手続を、より新憲法の精神に適合せしめ、かつ慎重ならしめようとしたものであります。第三項以下の改正は、第二項の改正に伴う調整であります。

都道府縣知事に改めたのであります。なお改正労働組合法の規定に對應して、船員法の適用を受ける船員については、都道府縣知事を海運局長と読みかえたのであります。

第十一條、本條に新たに第二項を加へ、幹旋員候補者名簿に記載されてゐる者は、労働委員会の委員であることができないこととしたのは、従來労働委員会の委員が幹旋員候補者を兼ね、幹旋員に指名されることによつて、労働争議の調整手続があつせんから調停に移行し、あつせん調停との區別が明瞭を欠くことがあつたので、労働委員会の委員は、第十二條但書の規定によるほかは、原則として幹旋員となり得ぬこととし、あつせん調停との本質的區別を明らかにしたものであります。

審制をとることは適當でないこと。第二に一の都道府縣のみにかかる事案については、当該都道府縣の地方労働委員会のみに行はしめるのが、実情に即した合理的な調停をなすことを可能ならしめ、かつ当該地方労働委員会の責任ある調停を行うことを促進するゆゑであるから、再調停の規定は適當でないこと。第三に、全國的に重要な問題にかかる事案については、改正労働組合法案第二十五條によつて、中央労働委員会が優先して管轄することとなつたので、労働法において別に再調停の規定を設ける必要がなくなつたと。以上の三点に基くものであります。

第十九條、第二十一條、第二十二條。本三條において「第三者である」を「公益を代表する」に改めたのは、労働組合法の改正に伴う調整であります。第二十六條の第二項におきましては、調停案が一たび双方の当事者によつて受諾された以上は、その後その調停案の解釈または履行について争ひが生じたときは、当事者がその調停案を提示した調停委員会に、その解釈または履行に関する見解を明らかにすること、労働の紛争をでき得る限り防止し、平和を維持しようとする趣旨であります。第三項は、右の申請を受けた調停委員会の職責を規定したものであります。すなわち右の申請を受けた調停委員会は、関係当事者に対して、申請のあつた事項について、解釈または履行に関する見解を示さなくてはならない。しかし右の見解は、申請のあつた日から十五日以内に示されなければならない。期間を十五日と限定した

のは、調停委員会に対して、すみやかに見解を示すべきことを義務づけることに、本条第四項の争議行為の制限を、一定期間後解除する必要があること、及び本法施行令第十條の規定と符合を合せたものであります。第四項におきまして関係当事者が、調停案を提示した調停委員会に、その調停案の解釈または履行についての見解を明らかにすることを申請した以上、その解釈または履行に関し争議行為をなすべきかいは、右の調停委員会の見解を合理的に判断した上で、決定するべきであります。本項はこの趣旨によつて、右の見解が明らかにされるまでは、関係当事者がその調停案の解釈または履行に関し、争議行為をなすことを禁じたものであります。但書において、申請のあつた日から十五日を過ぎたときは、この限りではないとしたのは、第三項に應ずるものであつて、当事者の争議行為を長く制限することを排除するためであります。

第二十九條の改正は、労働組合法の改正に伴う條文調整であります。

第三十七條第二項においては、本項が新たに加えられたのは、第一には、一般大衆が長期にわたり争議行為の脅威にさらされることは、公共の福祉と公益事業の争議行為の調整をはかることを目的とする第三十七條の趣旨に反すること。第二に、関係当事者がいつまでも争議行為をなし得るとする場合には、かえつて当事者の自主的解決の努力がおろそかとなり、公益事業における労働争議の迅速円満な解決が遷延するおそれがあること。第三には、第一項の冷却期間が進行を開始してから

九十日を経るも、なお労働争議が解決しない場合は、その間に諸種の情勢の変化もあり、おのずから紛争事情も変化するもので、再び調停の手続を開始し、関係当事者、関係機関がその解決に新たな努力をすることが適當であること。以上の三点に基くものであります。本項は公益事業に関し、関係当事者が第一項の規定により争議行為をなし得るに至つてから六十日を過ぎた後は、新たに第一項に規定する条件が満たされなければ、争議行為をなすことができない。すなわち、第十八條の規定による調停の申請、労働委員会の決議または労働大臣もしくは都道府県知事の請求がなされて三十日を経過しなければ、争議行為をなし得ないことを規定したものであります。本項によつて、冷却期間経過後六十日を経たときは、継続中の争議行為も、そのとき以後なお継続するときは、本條違反の争議行為となる。第三項、公共事業に関し、関係当事者の双方が受諾した調停案の中に、なお関係当事者間において交渉を継続する旨が定められていた事項がある場合に、これについてその後関係当事者間の交渉が不調となり、意見の不一致が生ずる場合がある。本項は、このような場合においても、調停案の受諾により、当事者が平和的に交渉をすることを確認したのであるから、公益事業における争議行為の公共の福祉への影響の重要性にかんがみ、たとひ右のような条件付であつても、関係当事者がその調停案に含まれた事項について争議行為をなすには、新たに第一項に規定する条件を満たさなければならぬとしたものであります。なお右のような条件付でなく、全面的に調停案を受諾した場合に、新たに第一項に規定する条件を満たさなければ争議行為をなし得ないのは、いふまでもないのであります。

第三十八條を削除したのは、國家公務員法の改正、政令第二〇一号の制定に伴い、不用の規定となつたからであります。

第三十九條「前二條」を「第三十七條」に改めたのは、第三十八條の削除に伴う技術的調整であり、一万円以下の罰金を十萬円以下の罰金に改めたのは、刑法等における罰金額の引上げに準じたものであります。

第四十條。現行第四十條が、争議行為をなした労働者を保護する旨を規定しているのは、現行労働組合法第十一條のみでは、争議の際における労働者の保護の全きを期することができなかつたからであるが、労働組合法の改正により、使用者の不当労働行為の禁止の規定が整備拡充され、また使用者の不当労働行為に対する労働者の救済も、きわめて強力なものとなつたので、争議行為の際の労働者の保護も、労働組合法の不当労働行為の禁止のうち、労働組合の正当な行為を理由とする不利益な取扱いの禁止の中に含ましめることが、理論的にも一貫しており、かつ、労働者の救済の実態面からみても、労働者の救済の観点から、労働者が争議行為をなしたことを削つたのは、以上の趣旨に基くものであります。本法による労働争議の調整をなす場合において、労働者がなした発言を理由として、使用者がその労働者に対して不利益な取扱いをすることは、本法の規定により労働委員会が

行ふ公的な労働争議調整の事務に対する妨害行為であります。従つて右の発言を理由とする取扱いについては、労働者が争議行為をなした場合と異なり、本法の的確な運用を確保する見地から、組合法にゆだねず、本法のみからこれを禁止したのであります。第四十一條において、本條違反に対する処罰を、不当労働行為に対する組合法の処罰と異なり、行為者を直接に処罰することとしているのも、同じ趣旨であります。従来は本條但書によつて、事情により労働委員会の同意があれば、その労働者に対して不利益な取扱いをなし得る場合もあつたのを削り、いかなる場合でも労働者の発言を理由として、これに対して不利益な取扱いをなすことを禁ずることとしたのであります。

第四十一條で、第四十條違反に対する五百円以下の罰金を五萬円以下の罰金に改めたのは、労働組合法の不当労働行為に対する罰則との均衡を考えたものであります。

附則第一項は、この法律の施行期日を定めたのであります。第二項は、本法により改正された第二十六條の規定を、改正前の第二十六條の規定により提示された調停案についても適用することは、法の不遡及の原則並びに調停委員会の再編成及び調停案の解釈等について、かえつて混乱を生ずることも予想されるので、これを避けたものであります。第三項は、この法律の施行前の第三十七條及び第四十條の規定に違反した行為については、本改正によつても処罰を免れることなく、なお従前の法律の規定によつて処罰されることを規定したものであります。

以上で、はなはだ急ぎましたが、人体の逐條説明を終ります。

○倉石委員長。それでは質疑を許します。前田種男君。

○前田(種)委員。私は緊急を要するところの炭鉱ストの問題につきまして、簡単に御質問申し上げたいと思ひます。

商工大臣、安本長官の御出席を願つておつたのでございますが、労働大臣のみ見えておられますので、政府を代表して炭鉱ストの経過及び見通し、あるいは政府の対策、この三点について政府側の御答弁を願ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣。御質問の炭鉱の問題は、國家復興のために、それから諸般の關係上からも、非常に重大な問題と考えまして、政府でも安本、商工省とも、しばしば協議もし、そうして何とかして争議の状態には持つて行かないうちに解決にしようことを心がけたのであります。遺憾ながら一兩日前から、一應争議の形に入つたといふことは御承知の通りであります。大体解決に持つて行く心構えをいたしましては、労働組合を中心とする自発的な経営者側との折衝、この方法の中に妥協なる解決を見出してもらふことが、一般論としては正しいのであります。むやみに政府が介入をするといふことは、非常特殊の場合のほかは避けるのが原則であると考えまして、中労委を通じて来てことも御承知の通りでございます。一、二の条件の点につきましては、経営者側と組合側とにまだ了解のつきかねる点がありまして、さらに今日も引續いて全力をあげて、何とか話し合いの段階に持つて行つて、争議

は一應とどめて、そして解決の道をはかる。こういう方向をとろうとして今の段階におきましても、全力をあげて努力しておるわけであります。見通しにつきましても、もう一歩双方が努力して近寄ることによつて、一應争議は中止して、そうして双方でもつてもう一ぺん話合という段階に達し得るのではないかと見通しをもちまして、今日ただいませつかく努力中であります。なおこれは御質問の中にはありませんでしたけれども、労働法第十八条による調停というふうなことは、でき得るならば避けたいのでありまして、事態眞にやむを得ざる場合という以外にはなるべく考えないようにしておるのではありませんが、しかし性質上非常に重要なものであり、時間的關係もありますので、どうしてもという場合には——政府はあえてこの労働問題に介入、干渉するというような意味ではございませんけれども、場合によつては、そのことが必要な段階も来るのではないかとこのことを考えておりますが、しかし今のところ、ただちにその方法に訴えようという考えをもつて臨まずに、ただいまも申しましたように、中労委のあつせんの中から、妥協なる経営者側と労働組合側の再交渉の道が開かれるものという見通しのもとに、せつかく努力しております。なおそれに至るまでの双方の条件、それからもう少し詳細の点につきましては、労働局長から数字をあげまして、説明していただくことにいたします。

○賀来政府委員　ただいま大臣から大體のお話を申し上げましたが、経過はすでに御存じの通りでありますので、途中を省略させていただきます。昨

夜からけさにかけての状況について説明したいと思ひます。

御承知のように、今度同盟罷業に入りましたのは、本格的な賃金に關しまし争議ではないのでありまして、四月以降の本格賃金がきまりますまでの暫定支拂いの問題について、中央交渉できめたという組合側の主張と、中央交渉はできないから、各山別でやりたという使用者側の交渉とが、正面衝突をいたしました結果、遂に争議行爲に入らざるを得なくなつたのであります。もちろん暫定支拂いの問題とは申しますが、これは本格賃金と切り離して交渉あるいは解決し得ない問題であります。従ひまして表面は暫定支拂いという事になりまして、組合の作戦といたしまして、さようなことも認められるのでありますけれども、問題はやはり本格的な問題が底流にあるというのであります。すなわち今度の中労委のあつせんにおきましては、本格的な賃金の協定は七月以降に持ち越すことといたしまして、とりあえず四月——六月の暫定賃金といたしましては、三月までの協定の線を認める。但しこれが実施に關しましては、九原則その他の關係から各山別でやるといふ大體の線が出たのであります。これにつきましては組合も使用者も大體應諾しそうな状況でありましたが、先ほど申しましたように、今度の暫定の問題に触れて参りますと、当然本格的な問題が出て参るのであります。そのうちで、今は暫定拂いのような形でありましたが、直接問題になりました点が二点あります。一つは〇・八トンの季節差の能率計算をどうするか、これを依然將來においても認めるかという問題、

これは七月、八月の問題ではありますけれども、場合によりましては九州あたりは六月にすでにこの問題が出て参るのであります。第二点は、米の値段の値上りに關しましてはね返りをどうするか。これは金額にいたしましては五百円程度の問題であります。この二つの問題につきまして、このあつせん案では明確を欠いておりましたので、組合側から、あつせん員であります末弘会長の意見を求めたのであります。いづれもこれは本格賃金の際に見送られた形でありましたので、遂に組合側としては争議に入つてしまつたのであります。その後労働委員会末弘会長はあつせん員といたしまして、昨日の夕刻から再あつせんを開始いたしまして、この〇・八トンの季節差の能率問題につきましては、これは労資双方で一週間以内に交渉を開始するように、しかし末弘あつせん員の行き方といたしましては、この〇・八トンの季節差の問題を、何とか原則として今度の本格賃金の協定の際にはこれを認めて、交渉に入るようにという意味が現れておるのであります。第二点のね返りの問題につきましては、九原則から申しまして、拂えれば拂つてよいのであります。すが、拂えないところも多いと思ひます。そこで何とかこれは一時金の支拂いの形で解決をつけたらどうかという勧告が、昨晩労資双方に示されたのであります。今朝になりました組合側は大體このあつせん員の第二次の案を了承いたしまして、この線ですす経営者側と交渉に入りたいという回答を、あつせん員の末弘会長のもとに出してあります。それに対して使用者側は、先ほど申しましたように、表面はいかに

も問題が見送られたような形であり、あるいは解決ができそうな形でありましたが、本格的な問題に觸れておりますので、けさ十時から経営者の会議をやつておりますが、まだその結果がいずれに決定したか、報告を受けていないのであります。ただわれ／＼事務關係者の見通しといたしましては、先ほど申しましたように、本格の問題に觸れてはおりますけれども、組合側も何とかして争議を回避したいという氣持は十分に持つておりますし、また使用者側もそういう氣持は持つておりますから、あるいは今明日中に末弘会長の最後の努力によつて、解決をするのではないかとこの感じを持つておる次第であります。

○前田(種)委員　大體了承しましたが、私自身もかような炭鉱のストのよ／＼なもの、どうしても回避しなければならぬと信念的に考えております。もちろん労資双方の交渉に対して、政府がみだりに干渉がましいことをするのは、避けなければならぬことも私は了承いたします。しかしかような大きな問題になつて参りますと、干渉がましいさし、その他のことは遠慮しなければならぬ点もよくわかるのであります。すが、しかしここまで押し詰まつて來てしまえば、結局政府の巧妙なあつせん、努力等が大事なところと私には思ひます。その意味においてぜひとも——今局長が申しましたように、一兩日のうちに解決しますならば幸いですと思ひますが、最後の努力を政府にお願いしておきたいと思ひます。

○商工大臣が見えておりますので、この機会にこのストに対する商工省の見解も承りたいと考えますが、それとあ

わせまして、二十四年度の四千二百万トン出炭の計画が、商工大臣としては計画通り遂行されるという見通しがあるかどうか。それにあわせまして、九原則あるいはドッジ氏案、新予算等から参りますところの、炭鉱關係の昨年来からの融資その他の問題の打切りのために、非常に関連産業が今日困つておるといふことは、私が申し上げるまでもないわけですが、二十三年度においては、商工大臣の表彰状までもらつたような関連産業の多数が、要するに生産の実績をあげた多数の工場が、金ももらえないというので、今日賃金は拂えない、工場は縮小しなければならぬというふうな逆の結果を來しておるといふことも、商工大臣より御承知の通りでございますが、こうした問題に対する対策、あるいは金融の措置その他の方法を講じなければ、四千二百万トンはおぼつかないという結論になつて参ります。こうした問題等に対する商工大臣の見解を明確にお聞きしたいと思います。

○稻垣國務大臣　ただいまの御質問であります。まず第一の点につきましては、先ほどここで労働大臣がお述べになりましたと同じ見解を持つておるのであります。できるだけ中労委のあつせんによつて、この問題を円満に解決してもらいたい、かように存じておるのであります。政府としてこの間に介入して、そうしてこの問題にある意味において干渉するといつたことは、できるだけ避けなければならぬ、かように考えておりますので、ただいまの情勢におきましては、多分中労委のあつせんによりまして、円満に解決されるものだらうと存じておるのであ

ります。

それから第二の御質問は、四千二百
万トン出炭可能なりや、なおあわせて
関連産業への未拂いの問題についての
御質問であります。大体この四月の出
炭の報告を得たのでありますが、四月

拂いは可能になるのではないかと
いうような見当を持っております。この
関連産業未拂いの問題については、日
ならずして融資の手だてが実行され得
るであろうと考えておるわけでありま
す。

の出炭成績は九四・四％であります。実
は最後の月なので、三月に一生懸命が
んばる関係から、毎年四月は出炭量が
いつも下る、うつかりすると八〇％台
に下つておつたのであります。それが
今年、九四・四％というよい成績を
あげておるのであります。これは最近
三月一日にもありましたメモランダム
にうたつてありました坑内外の炭坑夫
の入れかえ、その他の点が順次進んで
参つております結果もあるかと存じて
おるのであります。この調子で参りま
すれば、所期の目的が達せられ得るの
ではないか。ことに採炭夫の一人当り
の能率は、時間的に見まして、ほとん
ど戦前と同じ、あるいはそれ以上に相
なつておるのであります。ただ坑内外
の割合が、まだ所期のようになつて
いない。これを二箇月あるいは三箇月
の間に、坑内六〇％、坑外四〇％の割
合にするように、今各炭鉱に御努力願
つておりますので、その御努力が実を
結びますと、大体四千二百万トンの
出炭は可能になるのではないかと、私
は考えております。

〇石野委員 たいだいま前田委員から質
問がありましたので、重複する点は避
けたいと思ひます。石炭労組の今度の
争議に関連しまして、非常に私たちの
危惧するような段階にまで来ておるこ
とは、憂慮すべき点だと思ひます。そ
れは今政府の説明のように、こゝ一兩
日の間に解決点を見出されるかもしれ
ないということでありますれば、非常
にけつこうだと思ひます。この際、一
つだけお尋ねしたいことは、この石炭
産業の労働者諸君のいゝ／＼な係争が
起きましたときに、常に同時に問題に
なりますのは、金属鉱山関係の問題だ
と思ふのであります。これは昨年の暮
れにも同じように問題がありまして、
金属鉱山関係の産業労働者についての
問題は、前に水谷商工大臣あるいは大
屋商工大臣のときにも、問題解決は同
一ペースで、同時解決ということを原
則として来ておるわけでございます。
今回の場合にも同じように、金属鉱山
関係の諸君も係争の中にあるわけでご
ざいます。政府としましては、この
原則はやはり従来通りはつきりお認め
になつて、その解決の線に御努力くだ
さるかどうかという点を、ひとつお尋
ねしたいと思ひます。

それから関連産業への支拂いの問題
であります。この点につきましては
は、政府としていゝ／＼心配いたして
おるのであります。そして復金融資は
もうできませんことは御承知の通りで
ありますので、日銀その他を通じてま
して、市中銀行への融資について目下交
渉をいたしております。大体一部の支

が、それらの点についての商工大臣の
今後の対策なり、お考えを御説明願
えればけつこうだと思ひます。
〇鈴木國務大臣 前半の御質問につ
いてお答えいたします。根本の原則とし
ては、同一条件に置かれておる産業の
賃金は同一であるべきだ、その原則は
今日でもくずすことのできない原則だ
ということは十分承知しております。
ただ御承知のように、これらの産業に
対しましては、従来そういつた原則が
打立てられる過程におきましては、補
給金の形をもちまして、賃金でござ
いが平均化せられていたという過程が
続いておつたのであります。四月以
降は補給金によるところの賃金の維
持、もしくは引上げということが、企
業の三原則その他の関係からいつて、
できないのだというところは、累次す
でに関係方面でも説明しておりますし、
また声明のいかんにかかわらず、現在
の条件のもとにおいては、そういう新
しい原則が行われなければならなくな
つて来るだらうと思ひます。従いまし
て、主として今後の賃金の維持——あ
えて消極的に維持だけではありません。
場合によつてはさらに向上をも意味す
るでありましようが、そういう問題
は、主として言うよりも、ほとんど
全的に、経営者と労働者双方の企業努
力の向上、それに企業努力を成功させ
るための政府の資金とか、資材、政策
的の援護、この三つのものが結びつ
いて、そして成果をあげて行くという過
程の中からはなければ、生れて来ない
のであります。これは現在において與
えられた条件でありますので、先ほど
申し上げましたところの同一の条件に
おける同一の賃金という原則は、私た

ちば原則としてあくまでもこれを認め
るのであります。この段階における
遂行におきましては、適宜その企業体
の関係、あるいは今申しました金属及
び石炭というものが、ほとんど経理的
に同じ立場に立つておるのではないとい
たしましたならば、そこに時間的の調
節の面というものが、必要になつて来
るという段階はあり得るのではないか
と思ひます。原則といたしましては、
御指摘になりました原則を、今日でも
私たちは承知しております。

〇稲垣國務大臣 たいだいまの御質問に
お答えいたします。今労働大臣がお答
えになりましたことで、同一の条件の
場合には、同一の立場をとるといふこ
とですが、水谷、大屋両大臣が石炭工
業と同じ並に金属工業を見るところに
話をされたことについて、今なお同じ考
えを持つておるかという、念押しのお
話だつたらうと私は思ふのでありま
す。ところが、私は少し考えが違つて
おります。必ずしも同一条件にはな
いというものもある。金属鉱山と申し
まして、金鉱、あるいは硫化鉱、あ
るいは鉛鉱、それ／＼条件を異にいた
しておると私は思ふのであります。そ
こで大体においては同一の立場にある
と存するのでありますけれども、しか
しながら金属鉱山の中にもいろいろな
種類の金属鉱山があり、また坑内の事
情も種々私達は違つておると思ふので
あります。坑内の条件が同じでないかと
いふことを言う場合には、坑内の条件
は、金属鉱山の中でも炭鉱と同じもの
もあり、あるいは炭鉱以上悪い条件の
ものもあり、あるいはまた炭鉱よりも
ずつといい条件のものにあるものもあ
つて、これは必ずしも一律には律せら

れないのではないかと、かような考えを
持つておる次第でございます。
第二の御質問でありました、いわゆ
る中小炭鉱についての問題であります
が、中小炭鉱と大炭鉱との間に、何ら
差別を設けることは考えていないのみ
ならず、できるだけ中小炭鉱も立ち行
くような建前で考えて行くことはもち
ろんであります。その点については
特に商工省として、区別をしておる点
は全然ございません。中小炭鉱は中小
炭鉱として立ち行く方策を考へるとい
うことをわれ／＼はやつております。
その点御承知願ひたいと思ひます。

〇石野委員 たいだいまの商工大臣の御
答弁の、同一条件のものにあるものに
は同一賃金という考え方について異議
があるという点でございますが、この
点、同一条件といふことを言ひ出しま
すと、炭鉱それ自体の中にも、いろい
ろ同一条件と必ずしも言えないものが
あるのではないかと思ひます。従来そ
のことを含んで、前々の商工大臣の各
位は、この原則を認めて来ておられま
した。今日におきまして、稲垣商工
大臣のお言葉によりますと、たとえば
炭鉱よりも一層苛酷な労働条件のもの
に置かれておるものもあり得るだらう
というようなことであつたのです。
しかしその場合、それならば、そのよ
うにまた取扱うかということになる
と、なか／＼それは行かないだらうと
思ひます。そういうものの全体を含め
て、やはり同一条件として、しかも争
議に対しては、同時解決ということも
一つ含まれておるわけなのでありま
す。いま一應その点についての御答弁
をお願いしたいと思ひます。ことに同
時解決という問題は、昨年の暮れにお

○稻垣國務大臣　同時解決にまで私は異議を申し上げておるのではなくして、いわゆる坑内夫の條件が、必ずしも同一でないということを私は申し上げたわけでありまして、その点は誤解なさらぬようにお願いしたいと思ひます。同時解決ということを私はいかぬものといつたわけではないので、同時解決かつこうだと思ひますが、必ずしも一つでないであらうということを申し上げたわけであります。これはこの前全鉱連の方が見えましたときにも、私はそういう考え方を表明いたしておいたわけであります。

○小川(半)委員 大体從來からの炭鉱労働組合の争議を見ておりますと、経済問題を行き過ぎた政治的な意味を持ったストが多かつたんですが、しかし今回のストを大体初めから見ており

まするとこれは純然たる経済問題の立場に立つておるといふことが言えるのであります。大休業種別賃金を見ますると、炭鉱労務者の賃金というものは、山別によつて非常に差があつたのです。最近はやや均衡して参りましたが、それでも、たとえば非常に危険な山と、安全な山とある。それから作業場まで行くところの坑道の近距離、長距離などがあるし、発掘の際非常に簡単に掘れるところと、非常に困難を生ずる場所がある。そういう大きな違いがあるものですから、賃金が山別によつて異なつてゐる。これがために炭鉱獨特の一つの賃金があるように私たちは解釈してゐるのです。大体それによつて低いところは、どうしても補給金によつて補うて行こうというような形態をとつておつたんですが、今度は補給金というものがなくなるわけですから、おそらく必然的に統一された賃金というものがなくなるわけですから、おそらく必然的に統一された賃金というものが、私には統一された賃金というものを一つつても、さらに將來危険地帯における労務者たちから、やはりおそらく補給金か何かの要求が出ると思うんですが、これについて、政府としては断固として統一された賃金で行くという方針をとるか、もしくははそ

○賀來政府委員 御質問のように、今

日までの炭鉱賃金の状況を見ますと、御指摘のような欠点が出たのであります。炭鉱の賃金につきましては、戦争以前の状態と比べまして、非常に御指摘のようによい点もありますが、悪い点もあります。悪い点につきましては、その後の統一交渉によりまして、逐次統一をされて行きました、是正されて行きましたが、同時に特長とすべき点がなくなつた点もあるのであります。今度の九原則の実施の結果、統一賃金でもつて支拂うことが非常に困難な実情になりましたので、先ほど申しましたように、経営者側においては、中央交渉における中央統一賃金の協定を拒否いたして参つておるのであります。それに対して、組合側は依然統一賃金の要求を堅持しておるといふのが、今度の争議のやはり重要な原因になつておるのであります。この点につきまして解決をはかるというの点が、ただいま御指摘のように、將來の問題を解決する一つの大きな問題であると思えるのであります。原則といたしましては、やはり今日におきましては、全炭山を通じましての共通な問題でもありますし、また戦後さような傾向で來た状態でもありますので、一氣に中央の全般的統制を解除してしまふと

だいま御指摘のありましたように、今

日の炭鉱賃金の一つの大きな欠点とい
たしまして、十分働いておる者、たと
えば坑内夫におきまして、先山でほん
とうに働いております者の賃金と、坑
外夫で働いております者の賃金とを
比較いたしますと、あるいはそれらの
坑内夫の賃金と、全体としての各種の
業種別と比較いたしまして、必ずしも
坑内夫の先山でほんとうに働いてい
る人の賃金が、高いとは申されぬのであ
ります。しかし、この高い賃金を拂わ
れべき者がもらつておらぬ、さように
働いておらぬ者が相當の賃金をもらつ
ておるといふことは、統一賃金により
まする欠点もありまするが、終戦後現
在までの状況におきましては、鉱山の
経営者及び労務管理者が非常に、何と
申しますか、權威を失つておりまし
て、実に極端な言葉を使いますれば、
だらしない賃金の支拂い方をしておる
といふことにも、原因があるのであり
ます。従いまして、政府の施策といた
しまして、補給金であるとか、何とか
いふ問題もありまするが、それよりも
最も重大であり、最も解決の要点にな
りますのは、労資双方が、先ほど労働
大臣から申されましたように、これら
の点につきまして、賃金の支拂い方法
を合理化するといふことが必要であ
る、かように考えるのであります。従
つてわれ／＼の考え方といたしまして
は、今までのような中央統一賃金は、

○土橋委員　ただいま賀來労働局長か

からお話がありました。が、稲垣商工大臣のお話によりますと、中小企業の炭鉱についても相当考えておる、こういう御答弁であつたのですが、われわれの考えてみたところでは、現在の炭鉱業者の階級をA、B、Cとわけて、少くともメリット制によつてA級に所属するところの炭鉱業者七十有余、第二のB級の炭鉱は大体百九十有余あるように考えております。第三のC級の炭鉱は大体二百九十余あると考えておりますが、今までの政府の方針によりますと、第一級の業者に対しては、大體政府の資材なり資金の面は、九〇％程度これを保証する、あと一〇％程度はB級、第二級の百九十有余の山に行かうということ、われわれは聞いておるものであります。そういたしますと、先ほどの御答弁の内容のC級の二百九十有余の炭鉱業者は、崩壊せざるを得ない運命にあるのであります。そうしますとただいまの爭議狀態から考えてみても、私はC級の二百九十有余の炭鉱業者がどういふような資金の内容を考へておるか、あるいは四千二百萬トンの採炭について、二百九十有余の炭鉱労働者を崩壊させるような運命に置いて、どういふ御処置をとられておるか。また今度の爭議においてB級以下に炭鉱労働者がどういふような点を主張し、あるいは大手筋の七十有余の業者とどういふような關係になつてお

るかという点を、事ここまかに御答弁を願いたい、かように考えておるのであります。

○山地政府委員 御質問になりましたが、A、B、C炭鉱の問題でございすが、御質問のように、たとえばAクラス炭鉱に九〇%の資金と資材を配当し、Cの方はほとんど運轉のできないような資金になるということを考えておるのではございません。大体考え方をいたしましては、今後のわが國の石炭は高品位の石炭をなるべく多く出炭せしむべきである、かように考えまして、品位の向上という、方面に特に力を入れたいと考えておる次第であります。こういった意味合いから、一應の考え方の基準として、A、B、Cといったふうなことを考えておるのでありますが、これは各炭鉱の努力次第によりまして、Bの炭鉱と認められておるものもAなるものになりましようし、Cなる炭鉱のものもBになるということも考えておるのであります。もちろんCの炭鉱にも、自分の経営に必要な資材なり生活物資などは、必要なだけ配当しなければならぬと考えるわけでありまして、資金の問題については、実は現在では昨年までと情勢は異なりまして、復興金融庫というような仕事もなくなりましたので、実は各炭鉱のみずからの努力によりまして資金を獲得する、かような建前になるわけでありまして、設備資金等についてはこういつたA、B、Cといった問題よりもつと高い建前から、わが國としてはほんとうに生産の復興上、炭鉱に欠くべからざる施設はどうである

という点を考究いたしておるような次第であります。これまたA、B、Cといったような格づけには、関係ないのであります。なお先ほど大臣からもお話がありましたごとく、低品位の石炭そのものについても、わが國の全体の需給状況から見まして、高品位の石炭は十分にわが國の経済を満足するだけあるものではございませんし、低品位の石炭も適当な需要があるわけでありまして、これは日本経済全体から考えまして、それ〴〵その所得をせしめて仕事を立てつわけでありまして、そういった意味において、要するに低品位炭鉱から、これを言葉で申せば、つぶしてしまつて、高級炭鉱だけ残すというようなことを考えてはおらないのであります。低品位の炭鉱は適当な品位に應じた生産を続けてもらうように、それぞれ分野に應じた仕事を続けてもらうように考えておるわけでありまして、それぞれ各炭鉱の労資双方において、具体的なそういうふうな、たとえば賃金問題その他で要求があります。ただいま詳細な資料を持っておりますが、大体のところ、高級の大手筋の炭鉱のために保護政策をとる、そうして低品位の炭鉱はなくなつてもよいというやうな政策をとることは考えておらないのであります。それ〴〵分に應じ、所に應じ、日本の石炭需給上バランスをとつた仕事をしたいだくようにさせたい、かように考えておる次第であります。

○土橋委員 ただいまの説明によりまして、高品位の炭鉱については努力する、低品位についてもその所に應じ相応な努力をしたい、こういうような御説明であつたようであります。そうすると、日本で非常にカローの高い層がきわめて豊富な炭鉱は、そうないと思ひます。特に常磐炭鉱なりあるいは山口縣、北九州においても同様と思ひますが、メリット制を採用するということになれば、低品位の炭鉱及び規模の小なるもの及び炭層がきわめて薄いと、あるいは搬送その他の工事において非常に困難をきわめるといふ炭鉱については、きわめて冷淡な態度がとられるわけでありまして、それはメリット制が持つた基本的な條件であります。これはきわめて重大な問題であります。先ほど労働大臣も答弁されたように、同一労働、同一賃金という建前をとることを、わが日本共産党も主張しておるのであります。そういったしますと、この争議の問題に關連して、政府の御所信が、あくまで高品位炭鉱の問題に重点を置くという説明をされるならば、私はこの問題はもつと十分考究をして、今政府が考えておるやうな高品位炭の量は、四千二百萬トンについて、どういふやうな關係にあるかということを明白にしたいだいて、その中から当局の所信をさらに聞きたいと思ひわけでありまして、その内容が説明できないと、労働條件の問題も、それからメリット制の内容がほんとうに文字通りに実現するかどうかという点についても、また四千二百萬トンの採炭計画についても、重大な支障があると思ひますので、私は商工大臣が知つておられる範圍において、明確な責任のある御答弁を伺いたいと思ひます。時間も経過しておりますので、あとは保留をしたいと考えております。

○稻垣國務大臣 ただいまの土橋委員の御質問は、四千二百萬トンの中の低品位炭と高品位炭との割合いかん、また搬送その他の悪い條件のものはどうなるかという御質問でありましたが、ただいま数字を持っておりますから、あとで持つて来て申し上げます。

○倉石委員長 本日はこの程度にとどめ散会いたします。次会は明後六日午前十時より開会いたします。

午後三時五十八分散会

(参照)
失業保險法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十四年六月二十二日印刷

昭和二十四年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局